

令和2年（2020年）第9回 枚方市教育委員会  
定例会議案書

日程 番号	案 件 名
1	報告第7号 臨時代理事項の報告について （1）学校運営協議会委員の委嘱について （2）職員の退職について
2	報告第8号 委任を受けて執行した事項の報告について （1）修学旅行以外の宿泊行事の中止について
3	議案第20号 枚方市教育振興基本計画の見直しについて
4	議案第21号 令和3年度大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）について
5	議案第22号 総合型放課後事業委託事業者選定審査会委員の委嘱について
6	議案第23号 総合型放課後事業委託事業者選定審査会への諮問について
7	議案第24号 枚方市教育委員会教育機関事務分掌規則の一部改正について
8	議案第25号 枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程等の一部改正について
9	議案第26号 議会の議決事項（財産〈空気清浄機〉の取得について）の意思決定について

○開催日時 令和2年（2020年）9月25日 午前 10時00分から  
○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室







## 報告第7号

### 臨時代理事項の報告について

標題の件について、次のとおり臨時代理処分をしたので教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第3項の規定により教育委員会に報告し、承認を求める。

令和2年(2020年)9月25日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 渉

1. 臨時代理の理由  
特に緊急を要するため

## 2. 臨時代理事項

臨時代理第16号

臨時代理第17号

学校運営協議会委員の委嘱について

職員の退職について

臨時代理第16号

学校運営協議会委員の委嘱について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則(平成3年教育委員会規則第2号)第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和2年(2020年)8月31日

枚方市教育委員会

教育長 奈良 渉

## 1. 臨時代理の内容

### 委員の委嘱

#### 委嘱理由

対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議し、その実施に向け、対象学校の保護者及び対象学校が所在する地域の住民等の参画の促進や連携の強化を図ることにより「地域とともにある学校づくり」を推進するため、「学校運営協議会」を教育委員会の附属機関として設置。地域住民、保護者、学校の運営に資する活動を行う者の各分野から選出した委員を対象学校の同協議会の委員として委嘱する。

#### 委嘱委員

次ページ「学校運営協議会委員名簿」のとおり

#### 委嘱期間

令和2年（2020年）8月31日から令和3年（2021年）3月31日

## 学校運営協議会委員名簿

※任期：令和2年（2020年）8月31日～令和3年（2021年）3月31日

### 殿山第一小学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	宮花 義男 (みやはな よしお)	殿山第一校区コミュニティ協議会会長	地域住民	1期目
2	河野 貴子 (こうの たかこ)	殿山第一小学校PTA会長	保護者	1期目
3	木立 英行 (きだち ひでゆき)	元大阪教育大学教授	学校の運営に資する活動を行う者	1期目
4	辻坂 智矢 (つじさか ともや)	学校医	学校の運営に資する活動を行う者	1期目
5	土橋 知幸 (つちはし ともゆき)	殿山第一小学校前PTA会長	学校の運営に資する活動を行う者	1期目

### 磯島小学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	松永 義信 (まつなが よしのぶ)	磯島校区コミュニティ協議会会長	地域住民	1期目
2	武田 貞博 (たけだ さだひろ)	磯島小学校PTA会長	保護者	1期目
3	津田 茂樹 (つだ しげき)	社会法人 であい共生舎 理事長	学校の運営に資する活動を行う者	1期目
4	浅田 和也 (あさだ かずや)	枚方なぎさ高等学校 校長	学校の運営に資する活動を行う者	1期目

### 伊加賀小学校学校運営協議会

	氏名	所属、役職等	分野	摘要
1	植田 眞二 (うえだ しんじ)	伊加賀校区コミュニティ協議会会長	地域住民	1期目
2	賀畑 ゆき乃 (かばた ゆきの)	伊加賀小学校PTA会長	保護者	1期目
3	谷口 憲一 (たにぐち けんいち)	地域老人会役員 見守り隊	学校の運営に資する活動を行う者	1期目
4	伊吹 直代 (いぶき なおよ)	伊加賀校区コミュニティ協議会役員	学校の運営に資する活動を行う者	1期目

臨時代理第17号

職員の退職について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第3条第2項の規定により臨時代理する。

令和2年(2020年)9月11日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 渉

## 1. 臨時代理事項

令和2年(2020年)9月14日付け普通退職

所 属	職 ・ 氏 名
教育政策課	再任用職員 岡村 一彦

## 報告第8号

### 委任を受けて執行した事項の報告について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第4条第2号の規定により教育委員会に報告する。

令和2年(2020年)9月25日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 渉

## 1. 修学旅行以外の宿泊行事の中止について

### (1) 概要

宿泊行事は学校教育において、日常とは異なる生活環境で見聞を広め、集団生活の在り方や公衆道徳を学び、さらには自然や文化に触れる体験を行うなど、児童・生徒にとって貴重な学びの場である。

このことを踏まえて、教育委員会として、この間、学校との連携を図りながら、その教育的意義に鑑み、新型コロナウイルス感染症の防止対策を徹底のうえ、宿泊行事を実施する方向で検討を進めてきた。

しかしながら、全国および府内、市内において依然として感染状況について、先行きが不透明である状況を鑑み、令和2年8月25日付け決裁により、令和2年度の市立小中学校の修学旅行以外の宿泊行事を中止したので、報告するものです。

なお、修学旅行に関しては、その教育的意義が高いことや対象が最終学年であることから代替の活動を次年度に実施することが不可能であるため、新型コロナウイルス感染症の防止対策を徹底のうえ、実施する。

### (2) その他

市立小中学校には同日付けで通知済みです。

## 議案第20号

### 枚方市教育振興基本計画の見直しについて

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第1号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和2年（2020年）9月25日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 渉

#### 1. 内容

次ページのとおり

# 枚方市教育振興基本計画

(見直し案)

平成 28 年 (2016 年) 6 月

令和 2 年 (2020 年) 9 月 [計画見直し]

枚方市教育委員会



はじめに

枚方市教育委員会では、このたび平成28年（2016年）6月に策定した、「枚方市教育振興基本計画」の見直しを行いました。

枚方市教育振興基本計画は、教育基本法に基づき、第5次枚方市総合計画を上位計画とし、市長が定める枚方市教育大綱を踏まえ、枚方市の教育のめざすべきものについて、平成28年度（2016年度）から令和9年度（2027年度）までの中長期的な目標を設定し、目標を実現するための基本的な方向性を示すものとして策定されたものです。

この間、枚方市の教育においては、いじめや不登校について、また国の「GIGAスクール構想」によるICT環境の整備等が大きな課題となるほか、新型コロナウイルス感染症の拡大による長期間にわたる学校の臨時休業や学校再開後の対応など、これまでの常識が通用しない大きな変化を経験してきました。

このような状況の中、令和2年（2020年）3月に策定した新たな「枚方市教育大綱」を踏まえつつ、枚方市教育委員会として子どもたちや教育を取り巻く様々な課題に的確に対応していくことで、誰一人取り残さず、枚方市立学校園で学ぶすべての子どもたちが社会の大海原で自立して生きていくことができるよう、また、「人生100年時代」を迎えるにあたり、一人ひとりの市民が多様な個性・能力を開花させ、生涯学び、活躍できるよう、本計画に基づき、枚方市の教育の更なる充実と発展に全力で取り組んでいきます。

最後に、本計画の見直しにあたり、貴重なご意見をいただきました皆様に厚く御礼申し上げますとともに、今後も引き続き、枚方の子どもたちのため、本市教育行政の推進に、ご理解とご支援、ご協力をお願い申し上げます。

令和2年（2020年）9月

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 渉

# 目 次

## 第1章 教育振興基本計画の策定にあたって

- ① 計画策定の趣旨 . . . . . 1
- ② 計画の位置づけ . . . . . 1
- ③ 計画期間 . . . . . 2

## 第2章 教育を取り巻く現状及び枚方市のこれまでの取組と課題

- ① 教育を取り巻く現状 . . . . . 3
- ② 枚方市における教育の主な取組と課題 . . . . . 7

## 第3章 枚方市の教育がめざすもの

- ① 枚方市の教育がめざすもの . . . . . 14
- ② 教育目標 . . . . . 15

## 第4章 めざすべき教育を実現するために

- ① 基本方策 . . . . . 16
  - 基本方策1 確かな学力と自立を育む教育の充実 . . . . . 17
  - 基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実 . . . . . 18
  - 基本方策3 教職員の資質と指導力の向上 . . . . . 18
  - 基本方策4 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実 . . . . . 19
  - 基本方策5 幼児教育の充実 . . . . . 20
  - 基本方策6 社会に開かれた学校づくりの推進 . . . . . 21
  - 基本方策7 学びのセーフティネットの構築 . . . . . 21
  - 基本方策8 学びを支える教育環境の充実 . . . . . 23
  - 基本方策9 生涯学習の推進と図書館の充実 . . . . . 23
  - 基本方策10 文化・スポーツなどの生涯を豊かにする体験活動の充実 . . . 24

②	重点的に進める取組	26
	(1) 新型コロナウイルス感染症等への対応－安全安心な学習保障－	26
	(2) タブレット端末などICTを活用した学習活動の充実と学力の育成	26
	(3) 誰一人取り残さない個に応じた学びの最適化	26
	(4) 学校園のガバナンスの確立と開かれた学校運営	26
	(5) 未来への可能性を最大限に伸ばす環境づくり	27
③	計画の推進	27
	(1) 計画の推進方法	27
	(2) 進行管理及び公表	27

## 参考

枚方市教育振興基本計画策定審議会委員名簿と審議経過	28
用語解説	29

# 第1章 教育振興基本計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

急速に進展する少子高齢化やグローバル化、核家族化やコミュニケーションの希薄化による家庭や地域での教育力の低下、ICT（情報通信技術）の発達による高度情報化等、社会を取り巻く状況が大きく変化し、教育をめぐる課題も、経済的格差の拡大や、いじめや不登校への対応、体罰等の不祥事防止などますます複雑・多様化しています。

平成18年12月に教育基本法が改正され、時代に即した教育理念が示されるとともに、国に対しては、教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「教育振興基本計画」）を策定する義務が、また、地方公共団体に対しては、地域の実情に応じてこれを策定する努力義務が規定されました。

本市においては、教育振興基本計画に替わるものとして、平成21年度に枚方市教育委員会教育目標を策定し、この目標に基づいて、体系的かつ総合的に教育行政を展開してきました。

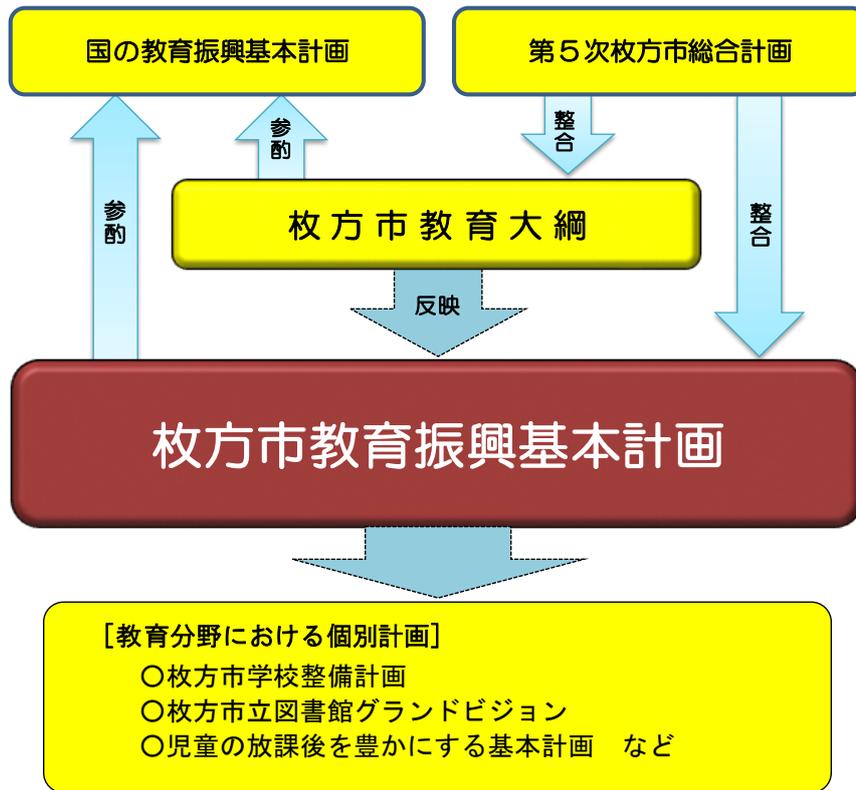
しかしながら、今日の社会状況において教育の果たす役割の重要性が一段と高まってきていること、また、平成26年4月からの中核市への移行に伴い本市の教育課題等を踏まえた独自の教職員研修の実施が可能になったこと、さらに地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化等を図ることを目的とした教育委員会制度改革が行われたことを契機として、本市において教育基本法に基づく教育振興基本計画を策定することとしました。

教育振興基本計画は、第5次枚方市総合計画を上位計画として、市長が定める枚方市教育大綱を踏まえ、本市教育のめざすべきものについて、中長期的な目標を設定し、目標を実現するための取組の基本的な方向性を明らかにするものです。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく、教育振興基本計画（枚方市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画）として位置づけます。

(計画の体系)



### 3 計画期間

本計画は、平成28年度から令和9年度までの12年間の計画期間とします。  
 また、平成28年度からおおむね4年を目途に取組の検証・評価を行い、見直しを行うものとします。

なお、国の教育に関する施策の変更等、社会状況に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて本計画を改訂します。

年度	H28～R1	R2～R5	R6～R9
第5次 枚方市総合計画	基本構想(期間設定なし)		
	基本計画(12年間)		
	実行計画	実行計画	実行計画
枚方市教育大綱	→		
枚方市 教育振興基本計画	12年間		
	おおむね4年を目途に見直し		

## 第2章 教育を取り巻く現状及び枚方市のこれまでの取組と課題

### 1 教育を取り巻く現状

#### ① 超スマート社会\* (Society5.0) の到来

I o T\*やビッグデータ\*、A I\*等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会 (Society5.0) が到来しつつあります。A Iの発展によって近い将来多くの職種がコンピュータに代替されるとの指摘がある時代だからこそ、他者と協働し、人間ならではの感性や創造性を発揮しつつ新しい価値を創造する力を育成することが一層重要になっていきます。

本市においても、次代を生き抜く子どもたちの教育環境の質的向上を図るため、国の「G I G Aスクール構想\*」に基づき、速やかに児童・生徒一人ひとりにタブレット端末を配付し授業に活用する等、新たな時代を見据え、「情報活用能力」と、それを生かし仲間と協働し課題解決につなげる力の育成に取り組んでいく必要があります。

#### ② 人生 100 年時代への移行

医療体制の充実、医学の進歩、生活水準の向上等により、平均寿命は著しく伸長し、人生 100 年時代を迎えつつあります。こうしたライフサイクルの中では、若年期において、知識・技能、思考力・判断力・表現力などの学びに向かう力・人間性の涵養といった資質・能力を身に付けることに加え、人生 100 年時代をより豊かに生きるため、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、働くことや、地域や社会の課題解決のための活動につなげていくことの必要性が一層高まっています。

本市においても、子どもたちの「学びに向かう力」を育む教育活動の充実とともに、全世代の市民が、図書館の活用や、文化・芸術・歴史・スポーツに親しむなど、人生を豊かにする生涯学習に取り組める環境づくりを推進していく必要があります。

#### ③ グローバル化の進展

あらゆる場所でグローバル化は加速し、世界の国々の相互影響と依存の度合いは急速に高まっており、貧困や紛争、感染症や環境問題、エネルギー資源問題等、地球規模の人類共通の課題が増大する中、こうした課題を解決するため、国際連合は「持続可能でよりよい世界を目指す国際指標 (S D G s\*)」を掲

げ、各国に取組を求めています。その中で教育の役割が注目されており、日本が抱える社会問題や地球規模の問題を自ら発見し、解決できる能力を有したグローバルに活躍する人材の育成が重要です。また、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、国内外の様々な場において、外国語で躊躇せず意見を述べ、他者と交流し、共生していくために必要なコミュニケーション力等を育成していくことが重要です。

また、平成31年4月に改正「出入国管理及び難民認定法」が施行され、全国的に外国人の増加が見込まれる中、日本と異なる言語・文化・習慣で育った子どもやその家庭に対する支援の充実が求められています。

本市においては、これまで外国語指導体制の強化を図るとともに、英語の4技能（「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」）のバランスのとれた授業改善を進めており、引き続き、グローバルに活躍できる人材の育成に取り組んでいく必要があります。

また、外国籍の子ども等に対しては、引き続き、小中学校への日本語及び教科の学習支援や相談支援を行う教育指導員の派遣のほか、日本語・多文化共生教室「よみかき」により、保護者等への学ぶ機会の提供などに取り組んでいく必要があります。

#### ④ ICTの活用などによる学力向上への取組

経済協力開発機構（OECD）が平成30年に実施した、生徒の学習到達度調査（PIISA2018）において、日本の学力は、数学的リテラシー及び科学的リテラシーは、引き続き、安定的に世界のトップレベルにあるものの、読解力については、OECD平均より高得点のグループに位置していますが、前回より平均得点・順位が統計的に有意に低下しているとの結果でした。

また、生徒のICTの活用状況については、日本は、学校の授業での利用時間が短く、学校外では多様な用途で利用しているものの、チャットやゲームに偏っている傾向があることがわかっています。

本市においては、子どもたちが未来を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成するため、前述の日本の現状や全国学力・学習状況調査の分析結果などを踏まえ、児童・生徒の学力向上に取り組むとともに、国の「GIGAスクール構想」等を踏まえ、より一層、ICTの授業への活用を進める必要があります。

#### ⑤ 感染症対策等を踏まえた新たな生活様式への対応

令和2年3月から、全国において「新型コロナウイルス感染症」により、学

校が臨時休業となる等、今後においても感染症について長期的な対応が求められる中、持続的に児童・生徒の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した学校運営を継続していく必要があります。国においては、「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」や、これに基づく衛生管理マニュアル等が示され、「密閉」「密集」「密接」の「3つの密」を避けることや、「マスクの着用」及び「手洗い等の手指衛生」等、基本的な感染症対策を継続する「新しい生活様式」の導入などが必要とされました。

本市においても、各学校にマスク、消毒液等の感染症予防に係る物品の配備を進めるほか、ICT環境の活用等を含めた新たな学校教育のあり方について検討を進めていく必要があります。

また、これまで経験したことがないこのような状況の中で、教育委員会と学校とは、これまで以上に一体となり、様々な課題によりスピーディに対応していくことが必要となっています。

#### ⑥ いじめの防止・早期解決に向けた対応

国において平成29年に「いじめの防止等のための基本的な方針」が改訂され、いじめの定義の解釈の明確化や、学校基本方針に基づく対応の徹底、組織的な対応の必要性のほか、スクールカウンセラー・SSW（スクール・ソーシャル・ワーカー）\*等の専門家や警察等の関係機関との連携、解消に至るまでの被害者への支援継続の徹底等の対応が示されました。同時に、いじめの重大事態への対応や調査の方針を示した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が策定されました。

本市においても、市及び外部の関係機関で構成される「枚方市いじめ問題対策連絡協議会」の開催や、心理、福祉の専門家及び校長経験者で構成される学校応援チーム（令和元年度までは、ひらかた学校支援チーム）による巡回等により、状況の把握や助言等に取り組み、学校への支援をさらに強化する必要があります。

#### ⑦ 不登校児童・生徒への支援

不登校児童・生徒への支援については、児童・生徒の社会的自立に向けた様々な取組が行われていますが、不登校児童・生徒数は高い水準で推移しており、喫緊の課題となっています。平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下「教育機会確保法」という。）が公布され、平成29年3月には国において教育機会確保法に基づく基本的な指針が策定されました。こうしたことを受け、今後の方向として、児

童・生徒一人ひとりの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、場合によっては、ICTによる学習支援のほか、教育支援センターやフリースクール等の民間施設での受け入れなどの様々な関係機関を活用した社会的自立への支援を行うことが求められています。

本市においても、枚方市小・中学校生徒指導連絡会などにおいて、情報交換を図るほか、市内全中学校等に不登校支援協力員を配置し、不登校の兆候が見えた児童・生徒に対して、その要因や背景に応じた適切な支援を行うとともに、不登校児童・生徒に対しては、校内適応指導教室等を活用し、教育相談や学習支援に取り組んでいます。また、主として心理的要因により学校に行きたくても行けない子どもたちのために、枚方市適用指導教室「ルポ」による支援を行っています。今後は、教育機会確保法に掲げる基本理念を実現するため、だれもが登校しやすい学校づくりを進めるとともに、個々の児童・生徒の状況に応じて、ICT等を活用した学習活動など多様な支援をさらに進める必要があります。

#### ⑧ 子どもの貧困問題への対応

子どもの貧困が社会問題となる中、令和元年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「子どもの貧困対策法」という。）が改正され、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。貧困の背景には様々な社会的要因があることを踏まえつつ、子どもの利益が優先考慮されるとともに、すべての子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、子ども一人ひとりが心身ともに健やかに成長でき、夢や希望を持つことができるよう、子どもの貧困対策を総合的に推進することが求められています。

本市においては、令和2年3月に策定した「第2期枚方市子ども・子育て支援事業計画」について、子どもの貧困対策法に基づく「子どもの貧困対策計画」として位置付けました。引き続き、同計画に沿いながら、経済的な負担軽減や、学習支援、相談支援などの施策を推進していくとともに、教育と福祉の連携や、地域や関係機関等との連携により、支援を必要とする家庭をより早期に把握し、家庭や子どもが置かれている状況に応じた適切な支援につなげていく必要があります。

## 2 枚方市における教育の主な取組と課題

本計画の策定時点（平成 28 年 6 月）から、計画の見直し時期までに進めてきた主な取組と課題について、「基本方策」（計画見直し前の基本方策）ごとに、以下のとおりまとめました。

### <基本方策 1 確かな学びと自立を育む教育の充実>

#### 【これまでの主な取組】

学力向上のため、校内組織体制の充実を図りながら、授業改善や少人数指導等の取組を推進するとともに、教員の授業力向上に取り組んだ結果、平成 31 年度全国学力・学習状況調査\*の学力調査の平均正答率において、小学校では算数、中学校では数学・英語で全国平均を上回りました。

全小・中学校に日本人英語教育指導助手、外国人英語教育指導助手を、また、市独自で小学校に英語専科教員を配置する等、外国語指導体制の強化を図るとともに、英語の 4 技能（「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」）をバランスよく育成するため、授業改善に取り組みました。

児童・生徒の学習意欲を高め、基礎学力の向上を図るため、各小・中学校において放課後自習教室を開室しました。

I C T の活用については、タブレット端末の導入を推進するとともに、無線 L A N の整備を行ったほか、教員の授業における I C T 活用を推進するため、引き続き I C T 支援員の配置やアプリケーションの整備を行いました。

また、新型コロナウイルス感染症対策による学校の臨時休業等においても、タブレット端末等を活用し、児童・生徒の学びを保障する基本的な考え方を示した「枚方市学校教育における I C T 活用の方針」を令和 2 年 6 月に策定しました。

#### 【主な課題】

- ・新学習指導要領\*の趣旨を踏まえた授業改善及び校内研究組織体制の強化
- ・小学校外国語科の本格実施に伴う、英語によるコミュニケーション能力の育成
- ・新型コロナウイルス感染症等の危機事象への対応や情報活用能力の育成等に向けた、児童・生徒一人一台のタブレット端末の効果的な活用

### <基本方策 2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実>

#### 【これまでの主な取組】

自他の生命を尊重し、子どもたちが豊かな人間性を身に付けることができるよう、学校園において人権教育を適切に位置付け、校園長を中心に組織的に人

権教育を進めるため、講演会や実践報告会等、様々な研究を通して推進を図りました。また、人類普遍の理念である平和については、平和学習を行い、修学旅行において広島市の原爆資料館等を訪問し、訪問後に報告会を実施するなど、学校全体として平和教育に取り組みました。

子どもたちの体力向上に向けて、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査\*」の結果を踏まえて、大学と連携して各学年に応じた体育科の授業を実践するとともに、中学校部活動については外部人材の指導協力者の派遣により充実を図りました。

安全・安心でおいしい学校給食提供のため、地元農産物の利用推進を図りました。また、食物アレルギー対応について、ヒヤリハット・事故報告の蓄積による再発防止や、給食担当教職員への研修の実施等、適切かつ的確な対応に取り組みました。

全学校園で学年等に応じて、内科、歯科、眼科、耳鼻科検診等を実施したほか、学校薬剤師による空気、飲料水等の検査、歯科衛生士によるブラッシング指導などに取り組みました。また、専門的な立場から児童・生徒の支援を行うため、健康相談を行いました。

また、文化財の普及啓発に取り組むほか、自然を生かした野外活動、体験活動として、市内小学校における野外活動センターでの学校キャンプの実施を図りました。

### 【主な課題】

- ・人権教育に係る研修会等に対する参加ニーズの高まりへの対応と授業への反映
- ・外国籍の子どもや保護者等に対する日本語習得等の学習機会の提供
- ・子どもたちの健康の保持・増進と体力向上のため、運動に親しみ実践する意欲の向上
- ・子どもたちの豊かな心を育むため、社会との関わりを通じた文化・芸術等に親しむ機会の拡大

## <基本方策3 教職員の資質と指導力の向上>

### 【これまでの主な取組】

『学び続ける教職員』を育成し、枚方の子どもたちの『生きる力』をはぐくむ」をテーマに、毎年度設定する重点項目に基づき各種研修を実施し、教職員の資質・指導力の向上を図りました。また、教育推進プランナー（学校教育に関して高い見識や経験を有する校長経験者等）を中心に、経験年数の少ない教職員の育成や校内研究・校内研修の支援等のため学校訪問を実施しました。

豊かな人間性と高い専門性を有する優れた教員を養成するため、授業の達人養成講座を実施しました。研修では、外部講師による講演・演習や研究授業・実践報告等を行い、新学習指導要領についての理解を深め、今求められている授業像を明確にし、実践に生かしました。

#### 【主な課題】

- ・教職員の世代交代が進む中、経験知の継承や教職員一人ひとりの資質と指導力の向上
- ・学習指導要領の改訂を踏まえた新しい教育課題やICTの活用に向けた研修の実施
- ・教職員の業務量を適切に管理した上で、授業改善のための時間や子どもたちと向き合う時間の確保

### <基本方策4 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実>

#### 【これまでの主な取組】

障害のある子どもをはじめすべての子どもたちが「ともに学び、ともに育つ」教育の推進に向けて、通常の学級に在籍する発達障害等の児童・生徒を支援するため、専門家を派遣し、指導・助言を行いました。また、職員が学校園、保育所（園）、医療機関等を巡回し、就学相談を実施しました。

小・中学校の支援教育の中心となる支援教育コーディネーターの活動時間を確保するため非常勤講師を配置し、また肢体不自由児介助員、学校看護師を配置し、肢体不自由学級に在籍する児童・生徒や、医療的ケアが必要な児童・生徒の介助等の支援を行いました。

また、小・中学校や支援学校等に在籍する通学が困難な児童・生徒に対し、タクシー利用による通学費用の支援を行いました。

#### 【主な課題】

- ・一人ひとりの社会的自立に向けた効果的な指導・支援の充実
- ・支援学級数の増加に対応した指導者の確保など支援体制の充実

### <基本方策5 幼児教育の充実>

#### 【これまでの主な取組】

市立幼稚園の効果的・効率的な配置を行い、幼児教育を充実させていく必要から、平成30年11月に、「就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン」を作成しました。

また、令和元年度から、同プランに基づき、蹉跎西幼稚園を除く6園で3歳

児の受け入れを行うとともに、更なる保護者支援の観点から、預かり保育の実施時間を朝7時から夜7時までに延長しました。

市立幼稚園において、幼児の心身の健全な発達を促すとともに、幼児教育の充実と保護者の子育て支援及び就労支援の充実を図るため、預かり保育を実施するとともに、2・3歳児の未就園児及び保護者が、安心して遊び、交流できる場として幼児教育教室を実施しました。

#### 【主な課題】

- ・ 幼児が健やかな成長をとげられるよう、発達や特性に応じた取組の推進
- ・ 幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小学校との連携による幼児教育の充実

### <基本方策6 地域とともにある学校づくりの推進>

#### 【これまでの主な取組】

保護者や地域住民等で構成する学校運営協議会を設置し、学校運営や、運営への必要な支援に関して協議するコミュニティ・スクールを令和2年8月までに小学校全45校で設置しました。

各コミュニティ・スクールにおいて、校長が作成する学校教育の基本方針が承認されるとともに、学校と家庭、地域が連携・協働し、子どもたちの健やかな成長を支えていく学校づくりが進められていることが確認されました。また、各委員に学校への理解を深めていただくため、学校行事への参加や授業の参観等を行いました。

#### 【主な課題】

- ・ 学校運営協議会の設置によるコミュニティ・スクールでの取組の充実
- ・ 学校と保護者との連絡体制の充実
- ・ 地域や保護者等とのさらなる協力関係を基にした学校園ガバナンスの確立

### <基本方策7 学びのセーフティネットの構築>

#### 【これまでの主な取組】

全小学校で、正門の監視カメラやオートロックの活用、安全監視員等による見守りを行い、不審者の侵入等の防止に取り組みました。また、交通専従員の配置や、関係機関と連携し通学路の合同点検を行うなど、通学路の安全対策に取り組みました。

また、新型コロナウイルス感染症対策としては、非接触型体温計や消毒液などの必要な備品等を配備したほか、一部では地域の協力もいただきながら施設

の消毒作業を行いました。

全小学校に「心の教室相談員」を配置し、児童、保護者、教職員からの相談に対応しました。

いじめの未然防止・早期解消に向け、枚方市学校いじめ対策審議会からの提言を踏まえ、「枚方市いじめ防止基本方針」を平成30年9月に改定するとともに、「枚方市いじめ対応マニュアル」を作成しました。また、心理、福祉の専門家や校長経験者で構成する「ひらかた学校支援チーム」が学校を訪問し、問題解決に取り組みました。さらに、中学校においては生徒指導主事を中心とした、より機能的な生徒指導体制の充実に努めるため、講師を配置しました。

不登校の兆候が見えた児童・生徒に対して、その要因や背景に応じた適切な支援を行い、未然防止に取り組むとともに、不登校児童・生徒に関しては、全中学校等に配置している不登校支援協力員により、校内適応指導教室等を活用し、教育相談や学習支援に取り組みました。

また、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待、子どもの貧困など子どもを取り巻く様々な課題に対し、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけ、学校生活の充実や家庭の教育力向上を支援するため、SSWを配置・派遣しました。

### 【主な課題】

- ・子どもが自ら危険を回避する能力を養う安全・防災教育の推進
- ・メール配信システムを活用した学校園と保護者の連絡体制の改善
- ・新型コロナウイルス等の感染症拡大防止対策の推進
- ・いじめ、不登校の未然防止、早期解消に向けた取組の推進
- ・児童虐待、子どもの貧困問題への対策の推進

## <基本方策8 学びを支える教育環境の充実>

### 【これまでの主な取組】

老朽化する学校施設を計画的に更新するため、校舎、園舎、体育館等の維持保全、予防保全工事や長寿命化改修を実施しました。また、従来の整備計画にトイレ整備事業及び保全計画を一元化し、より効率的な施設整備を図るとともに、コスト縮減や財政負担の平準化を図るため、令和2年3月に「枚方市学校整備計画」を策定しました。

ICT環境の整備として、学校へのタブレット端末の導入を推進するとともに、無線LANの整備に取り組みました。また、校務支援システムを導入し、学校における情報管理を一元化することで、教職員の負担軽減を図るとともに、学校内の情報セキュリティの向上を図りました。

第三学校給食共同調理場の老朽化対策として、既存の小学校単独調理場6カ所について共同調理場又は親子方式調理場への転換を進めました。また、平成28年度から選択制ランチボックス方式により中学校給食の提供を開始しました。

#### 【主な課題】

- ・「枚方市学校整備計画」に基づく学校施設の計画的な更新整備
- ・学校施設におけるICT環境整備など教育の情報化の推進
- ・教職員の業務量の適切な管理

### <基本方策9 基礎的な知識・技術の学習機会の提供と図書館の充実>

#### 【これまでの主な取組】

社会教育活動を推進するため、毎年度、共通のテーマを設定し、社会教育基礎講座、家庭教育支援事業、社会教育（人権）講座等を開催しました。また、「枚方市日本語・多文化共生教室『よみかき』」を各生涯学習市民センターで実施しました。

図書館の充実については、蔵書計画に定める収集方針を踏まえ、入門書から専門書まで蔵書のバランスを重視した資料の計画的な収集を行いました。また、香里ヶ丘図書館について、平成30年度から旧図書館の解体に着手し、令和2年7月にリニューアルオープンしました。休館中は、南部生涯学習市民センターや、自動車文庫による代替サービスを実施しました。

中央図書館においては、幅広い分野の図書館資料を所蔵するとともに、子どもの読書活動を推進するため、年間を通して「おはなし会」を開催したほか、親子で楽しめるイベントや、中学生を対象とした「中学生ビブリオバトル」を開催しました。

#### 【主な課題】

- ・様々な世代の市民に対する多様な学習機会の提供
- ・電子書籍の普及など、読書環境の変化や市民ニーズに対応した図書館運営

### <基本方策10 文化・芸術・歴史・スポーツに親しめる環境づくりの推進>

#### 【これまでの主な取組】

歴史講座のほか、枚方・百済フェスティバルなど、市民一人ひとりが歴史、文化に親しめる環境づくりを進めました。出土した遺物や遺跡等の保存管理に努めるとともに、発掘調査現地説明会や、文化財の展示等の活用を行いました。

また、平成 30 年度には、台風により被害を受けた文化財の復旧の促進を図るため、被害を受けた文化財の復旧等に要する経費の補助を行いました。特別史跡百済寺跡再整備事業として、平成 30 年度には回廊東半分の立体復元を行いました。

また、社会教育と学校教育の連携に係る取組として、子ども夢基金等を活用しながら、子どもサイエンスフェア等の文化事業を開催するとともに、枚方市スポーツ推進計画に基づき、各種スポーツ施策を推進し、市民スポーツカーニバル等を開催しました。

#### **【主な課題】**

- ・ 市民一人ひとりが豊かな文化、芸術に触れる機会の提供
- ・ 市民の健康の維持増進を図るスポーツ環境の整備や健康スポーツの推進
- ・ 学校教育と生涯学習との更なる連携の推進

#### **<その他の取組：児童の放課後対策について>**

##### **【これまでの主な取組】**

すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後子ども教室モデル事業を実施するとともに、子どもにとって望ましい「放課後」を実現していくため、令和 2 年 3 月に「児童の放課後を豊かにする基本計画」を策定しました。

留守家庭児童会室については、対象学年を平成 29 年度に 5 年生まで拡大し、平成 30 年度からは全学年を対象としました。また、対象学年の拡大に伴い、入室児童の増加に対応するため、施設整備に取り組みました。

##### **【主な課題】**

- ・ 「児童の放課後を豊かにする基本計画」に基づいた、児童の安全・安心な居場所の確保

## 第3章 枚方市の教育がめざすもの

### 1 枚方市の教育がめざすもの

第2章で述べた教育を取り巻く現状や、これまで本市が進めてきた取組や課題を踏まえつつ、引き続き、次の3点を枚方市のめざすべき教育とします。

- ①知（確かな学力）、徳（豊かな人間性）、体（健康・体力）の調和のとれた「生きる力」を育み、子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす学校教育を充実させること
- ②子どもたちが学ぶ楽しさを感じながら、安全に安心して学校での生活が送れるよう、子どもの安全対策やいじめの未然防止、貧困対策など学びのセーフティネットを構築するとともに、老朽化した学校施設の更新など教育環境を充実させること
- ③一人ひとりの市民が生きていくために必要な基礎的な知識や技術等について学べる機会の提供や、知の源泉となる図書館の充実、文化・芸術・歴史・スポーツに親しめる環境づくりなど、人とまちを支える社会教育を推進すること

これらの3点を着実に進め、枚方市のめざすべき教育の実現を図るため、平成28年度を始期とする令和9年度までの教育目標を定めます。

教育目標は、3点の枚方市のめざすべき教育に加え、今後、新しい時代を生きる上で必要な資質・能力を確実に育むこれからの教育の方向性も踏まえ、引き続き、次のとおり設定します。

## 学びあい、つながりあい、一人ひとりの未来をひらく

～自立、協働、創造に向けた主体的な学びを支え、可能性を最大限に伸ばす～

- 知・徳・体の調和のとれた「生きる力」に必要な基礎的な学力や自ら考える力は、主体的・協働的な学習の中で培われるものです。また、グローバル化が進展するなど、これからの社会の変化に対応できる資質・能力を養う教育をめざすことを『学びあい』という言葉で示しました。
- 人と人がつながりあう力を育むことは教育の目標であるとともに、子どもと子ども、子どもと大人、大人と大人、学校、家庭、地域など、年齢や立場を超えて協働することは、魅力あるまちづくりを行う上でも必要なものです。こうしたつながりを深めるための教育や環境づくりをめざして、『つながりあい』という言葉で示しました。
- 『学びあい』や『つながりあい』の中で育まれた人間力や他者と協働・共生する力は、一人ひとりが社会を生き抜くうえで土台となるものです。子どもから大人まであらゆる世代の人が輝き、これからの社会を生き抜き、未来への可能性を最大限に伸ばす教育を推進することを、『一人ひとりの未来をひらく』という言葉で示しました。
- サブテーマは、国の教育振興基本計画に掲げられ、かつ、今後、新しい時代を生きる上で必要な資質・能力でもある『自立、協働、創造に向けた主体的な学び』と、枚方市のめざすべき教育に掲げた『未来への可能性を最大限に伸ばす教育』を引用し、引き続き、メインテーマと連動させています。

## 第4章 めざすべき教育を実現するために

### 1 基本方策

枚方市のめざすべき教育を踏まえ、教育目標を達成するための基本的な方向性となる10の基本方策を設定します。

#### 枚方市のめざすべき教育

- ①知（確かな学力）、徳（豊かな人間性）、体（健康・体力）の調和のとれた「生きる力」を育み、子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす学校教育を充実させます。
- ②子どもたちが学ぶ楽しさを感じながら、安全に安心して学校での生活が送れるよう学びのセーフティネットを構築するとともに、教育環境を充実させます。
- ③一人ひとりの市民が生きていくために必要な基礎的な知識や技術等について学べる機会の提供や、知の源泉となる図書館の充実、文化・芸術・歴史・スポーツに親しめる環境づくりなど、人とまちを支える社会教育を推進します。

#### 教育目標

### 学びあい、つながりあい、一人ひとりの未来をひらく

～自立、協働、創造に向けた主体的な学びを支え、可能性を最大限に伸ばす～

#### 基本方策

- 基本方策1 確かな学力と自立を育む教育の充実
- 基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実
- 基本方策3 教職員の資質と指導力の向上
- 基本方策4 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実
- 基本方策5 幼児教育の充実
- 基本方策6 社会に開かれた学校づくりの推進
- 基本方策7 学びのセーフティネットの構築
- 基本方策8 学びを支える教育環境の充実
- 基本方策9 生涯学習の推進と図書館の充実
- 基本方策10 文化・スポーツなどの生涯を豊かにする体験活動の充実

## 基本方策1 確かな学力と自立を育む教育の充実

知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育み、将来の社会を担う人材を育成するためには、子どもの学習意欲を向上させるとともに、基礎的な学力や自ら学び考える力を伸ばしていくことが求められています。新学習指導要領では、「生きる力」をより具体化し、教育課程全体を通して育成する資質・能力を「知識及び技能の習得」「思考力、判断力、表現力等の育成」「学びに向かう力、人間性等の涵養」の三つの柱に整理されました。

また、新型コロナウイルス感染症等の危機事象が起こった際にも、子どもたちを誰一人取り残すことのない、個別最適化された学び\*を実現していくことが必要です。

学校教育においては、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、求められる資質・能力が偏ることなく実現できるように「主体的・対話的で深い学び\*」の実現に向けた授業改善を推進し、子どもたちの確かな学力と自立を育みます。

また、9年間を見通した教育課程の編成、小・中学校の円滑な接続、幼保こ小等の円滑な接続を踏まえ、教職員の指導力や学校力の向上を図ります。

小学校において本市独自の少人数学級編制を実施し、よりきめ細かな指導を実践します。また、超スマート社会（Society 5.0）に対応するため、プログラミング教育の推進や情報活用能力の育成の視点も踏まえながら、令和2年6月に策定した「枚方市学校教育におけるICT活用の方針」や、国のGIGAスクール構想に基づき、一人一台のタブレット端末等のICTを活用した協働型・双方向型の授業及び個別最適化された学びを推進します。

諸外国の文化や習慣等について理解を深める国際理解教育を推進し、市内大学とも連携しながら、国際化に対応した英語によるコミュニケーション能力を育成します。また、学校図書館の活用による言語能力の育成や、職業体験や社会見学、社会人による特別授業等により、社会と関わる機会を多く作るなど、キャリア教育を推進します。

さらに、新たな感染症等の危機事象による学校の臨時休業などにも対応できるよう、オンライン授業の実施等のICTを適切に活用した学習活動の充実を図るなど、子どもたちの「自立」「協働」「創造」する力を育む新しい教育に向けた取組を進めます。

## 基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

近年、子どものコミュニケーション能力や社会適応能力、体力・運動能力の低下が課題となっており、子どもの豊かな人間性や社会性、健やかな体が育まれる環境づくりが求められています。

自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てます。一人ひとりの個性や価値観、多様化する人権課題を身近に感じ、考える機会をつくることで、すべての人の人権を尊重し、自他の生命を大切にすることを養います。また、多様な文化を認め合い、人類普遍の理念である平和の持つ意義を学ぶとともに、国際社会に貢献する資質や態度を身につけられる教育を進めます。

外国籍であったり、長く外国で居住していたなどの理由で、日本と異なる言語・文化・習慣で育った子ども等に対し、日本語習得のための機会の提供や相談支援などを進めることで、多文化共生の推進に取り組みます。

小・中学校期は健全な身体の育成に重要な時期であることから、大学との連携による効果的な体育科の授業実践や民間活力を活用した水泳指導などに取り組むとともに、中学校部活動については、引き続き専門的なスキルを持つ外部人材を活用し、充実していきます。

また、生活習慣の未確立やアレルギー疾患の増加等、子どもの健康に関する課題が多様化していることを踏まえ、健全な食生活の形成のための食育の推進や、食物アレルギーへの対応など、安全で安心な学校給食を提供し、健やかな体が育まれる環境づくりを推進します。中学校給食では、これまでの検証や課題整理を引き続き行いながら、全員給食の実施に向けた検討を進めます。

さらに、豊かな心と社会性を養うため、文化・芸術に親しむ機会や、自然を生かした野外活動などの体験活動を拡充します。

## 基本方策3 教職員の資質と指導力の向上

本市においては新規採用教職員が増加し、経験豊かな多くの教職員の退職が続く中、教職員の世代交代が進んでおり、倫理観・規範意識及び子ども理解と集団づくり、授業力やマネジメント力等、教職員一人ひとりの資質と指導力の

向上が求められています。

平成 26 年度からの中核市移行に伴い、大阪府から教職員研修の権限が移譲されました。そのため、『学び続ける教職員』を育成し、枚方の子どもたちの『生きる力』をはぐくむをテーマに、本市の教育課題に即した独自のカリキュラム（指導計画）で教職員研修を実施し、「経験年数の少ない教職員の育成」「管理職及び専門性を備えたリーダーの養成」「主体的・対話的で深い学びのある授業づくり・授業改善への支援」を重点項目とした教職員研修の充実を図り、明日の枚方の教育を担う教職員を育成します。

また、教育的愛情にあふれ、高い意欲と優れた指導力を有する教職員を育成するため、授業の達人・授業マイスターによる研究授業等により、授業改善につなげることで、子どもたちの「確かな学力」と「生きる力」を育みます。このため、教育委員会の学校支援機能を充実させるとともに、学校教育の水準の維持・向上に資するため、業務量を適切に管理することで、教職員の働き方を見直し、教職員が子どもたちと向き合う時間を確保します。

さらに、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」のための授業改善や、「カリキュラム・マネジメント\*」等の組織運営改善に係る教育課題に対応した研修のほか、情報活用能力の育成のため、ICT活用のねらいを明確にした教職員のICT活用能力の向上に係る研修にも取り組みます。

## 基本方策 4 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実

障害のある子どもをはじめ、すべての子どもたちが学校・地域社会の中で積極的に交流・活動し、「ともに学び、ともに育つ」という観点から、障害への理解の促進や、ともに育ちあう集団づくり等を踏まえた教育を推進する必要があります。また、支援教育を進めるにあたっては、一人ひとりの自立に向けた効果的な指導・支援の充実が求められています。

障害のある子どもと障害のない子どもが交流や共同学習を通じ、ともに学び、互いを理解する教育を一層充実させるとともに、通常の学級においてユニバーサルデザインによる授業づくりに取り組みます。

障害のある子どもや、配慮を要する子どもに対する支援ツールとして、タブ

レット端末等のICTを活用するとともに、タブレット端末の入出力が困難な場合にも対応できるよう、音声文字変換や視線入力システム等の入出力支援装置の整備を進めます。

また、平成28年4月施行の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じた教育環境の整備を進めるとともに、支援教育に関する教職員研修の充実に取り組みます。

さらに、配慮を要する子どもについて、支援教育コーディネーターを中心として、より具体的な個別の教育支援計画の作成・見直しを行うとともに、保護者、支援学校等の関係機関と連携し、支援が必要なすべての子どもについて全教職員の共通理解のもと、学校全体で支援教育の充実に取り組みます。

## 基本方策5 幼児教育の充実

少子化の進行、核家族化や男女共同参画社会の進展、ひとり親家庭の増加等、子どもの育ちや子育て支援へのニーズが多様化する中で、子どもの生きる力と個性を育む環境が求められています。幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を養う重要なものであり、様々な体験を通して幼児が心身ともに健やかな成長をとげられるよう、幼児一人ひとりの発達や特性に応じた取組を進める必要があります。

幼児教育の目的は「生涯にわたる人格形成の基礎を養う」ことであり、令和元年度から市立幼稚園で拡充した3歳児保育などに引き続き取り組みながら、「幼稚園教育要領」にある、自立心や協同性、道徳性などの「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を実現するため、幼児一人ひとりの望ましい発達を育むとともに、学級集団に応じた適切な指導を行います。また、幼児期（幼稚園・保育所（園）・認定こども園等）と児童期（小学校）の教育の円滑な接続・連携を図り、学びや発達の連続性を踏まえた取組を推進します。

加えて、幼稚園の預かり保育については、実施時間の延長などの充実に図ってきており、今後も引き続き、保護者の心身のリフレッシュや就労等のニーズに対応できるよう取り組みます。

また、地域の未就園児も含めた親子での遊びの場の提供や、保護者交流の場の提供、さらには子育て相談の取組を推進します。

## 基本方策6 社会に開かれた学校づくりの推進

近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子どもたちを健やかに育むためには、学校、家庭及び地域がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりが必要であり、保護者や地域住民とともに学校運営を進める「社会に開かれた学校づくり」の推進が求められています。

保護者や地域住民の理解や協力を得て、各学校において特色ある教育活動を展開していくため、子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みやコミュニティ・スクール等、学校運営に地域住民や保護者が参画する体制の構築に取り組めます。また、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の実現に取り組めます。

学校園の信頼の醸成や課題解決の促進のため、全国学力・学習状況調査の結果や分析をはじめ、「学校いじめ防止基本方針」や校内における相談体制等について、ホームページに掲載するなど、学校の取組や子どもの状況等の情報を積極的に公表し、地域や保護者等との協力関係の構築へつなげていきます。また、学校と保護者との連絡体制について、ミルメールの改善、双方向の連絡手段の構築に取り組めます。

教育に関わる課題が多様化・複雑化する中、より地域や保護者との協力関係を築きながら、学校の組織としてのあり方の見直しや業務の改善を進めることで、「チーム学校\*」としての機能を果たせるよう、学校園ガバナンスの確立に取り組めます。

## 基本方策7 学びのセーフティネットの構築

近年、登下校時の交通事故や不審者等により子どもが犠牲となる事件・事故が生じており、子どもが安全で安心して学べる環境づくりが求められています。

また、インターネット等によるいじめや、学校生活や家庭環境など様々な理由による不登校等、生徒指導上の課題が深刻化する中、子どもたちが安全に安心していきいきと学校での時間を過ごせる環境づくりが必要です。

子どもが安全で安心して学べる環境づくりに向けて、オートロックや機械警備等による学校施設内の安全確保や、地域で行われている子どもの安全を見守る活動との連携のほか、防犯カメラや、専用端末を使用した子どもの位置情報履歴確認サービス等による通学路の安全対策の強化を図ります。また、不審者情報等の緊急情報を保護者にメールで配信するシステムを有効活用するとともに、同システムの改善を通じて安全・安心な体制の構築に努めます。

さらに、近年の子どもが巻き込まれた事件・事故や、大規模災害の教訓を生かし、子ども自らが危険を回避する能力を養う安全・防災教育を推進します。

新型コロナウイルス感染症等への対応として、必要な消耗品等の配備や、消毒作業の実施など、状況に応じた安全対策を図るとともに、子どもたちには、自分や周囲の大切な人を守るための実践力を育てます。

いじめは重大な人権問題であるとの認識のもと、被害者が精神的苦痛や不安を克服できるよう支援するとともに、加害者への教育的配慮等、学校園において誠実かつ丁寧に組織的対応を行います。いじめの防止、早期解決に向けては、SSW等の専門家に加え、新たに市が委嘱するスクールロイヤー\*を活用します。

児童・生徒の不登校の兆しにも留意しながら、より一層の未然防止に努めます。あわせて、不登校児童・生徒への対応としては、登校しやすい学校づくりを進めるとともに、社会的自立をめざし学校への復帰以外の選択肢があることを含め、一日も早く社会との関わりを取り戻すことができるよう支援を進めます。また、これまでの対応に加え、ICT等を活用した学習活動など個に応じた取組を進めます。

子どもの貧困対策については、子育て家庭への経済的な負担軽減や学習支援、相談支援など様々な施策を横断的かつ重層的に活用しながら、適切な支援を進めます。

また、不登校やひきこもり、児童虐待、子どもの貧困等、支援を必要とする児童・生徒に関わる様々な事象に対しては、未然防止や早期対応ができるよう、行政各分野が持つ子どもの情報の共有化を適切に進めるとともに、今後、制定する「(仮称) 子どもを守る条例」を踏まえながら、関係部署、関係機関、地域とともに総合的な取組を進めていきます。

## 基本方策 8 学びを支える教育環境の充実

少子化の進行による児童・生徒数の減少や学校施設の老朽化が進む中で、学校施設の更新や教育の情報化の推進等、より安全で充実した教育環境が求められています。また、教職員の多忙化が課題となる中で、教職員が授業や子どもたちと向き合う時間を確保するための取組が必要です。

令和2年3月に策定した「枚方市学校整備計画」に基づき、トイレの洋式化・ドライ化や校舎の長寿命化改修などの計画的な整備を進めます。

空調設備については、令和2年度で終了する「枚方市学習環境整備PFI事業」の検証を踏まえ、令和3年度以降、より効果的・効率的な維持管理・更新を行うとともに、学校体育館への空調設備の計画的な整備が図られるよう取り組みます。また、適正な学校規模とする学校配置等の適正化に取り組みます。

また、ICTを効果的に活用したわかりやすく深まる授業や個に応じた家庭学習の充実を実現するため、教職員・児童・生徒に対し、一人一台のタブレット端末や周辺機器等を配備するなど、教育の情報化を推進します。

また、教育委員会と学校とが、今まで以上に一体となって学校運営を進めていくため、ICT等を活用したより効率的な情報共有や連絡体制の確立をめざします。

さらに、教職員が子どもと向き合い、指導に専念できる時間をより多く確保するため、ICTを活用し通知表や指導要録等の事務処理を軽減するとともに、より効果的・効率的な学校運営に向けての見直しや、教職員の健康保持等、勤務環境の整備に取り組みます。

衛生面に配慮した安全で安心な給食を安定的に提供するため、老朽化が進む小学校給食調理場の計画的な更新整備に取り組みます。

## 基本方策 9 生涯学習の推進と図書館の充実

社会が激しく変化し、複雑になる中で、生涯にわたり自らに必要な知識や能力を身に付けることが必要となっています。そうしたことを支えるためには、子育て、健康・医療・介護、職業、情報社会、安全・防災、環境問題等、様々

な課題に関する学びと、その成果を生かす機会が生涯にわたって提供されることが必要です。

それぞれの分野における様々な行政部門・団体との連携を強めながら、特に基礎的な知識・技術の学習機会の提供に取り組みます。また、その学習の成果を、さらに地域において生かすことができる環境づくりを進めます。

図書館においては、これまでの図書館運営の成果と課題を検証したうえで、「枚方市立図書館第4次グランドビジョン」を策定（令和3年3月予定）し、知の源泉となる図書館資料を収集・保存し、市民ニーズに応じた資料や情報を提供する基本的な役割を果たすことで、誰もが読書に親しむとともに、様々な課題の解決につながるよう支援します。また、新型コロナウイルス感染症等に対応する新しい生活様式を踏まえ、電子媒体を活用した非接触型の新しいサービス提供に向けた検討を進めます。

読書が果たす重要な役割を踏まえ、学校図書館に対する中央図書館による支援強化や、小学校への学校司書配置など、学校図書館機能の充実を図ることにより、児童・生徒の読書活動を推進します。

## 基本方策 10 文化・スポーツなどの生涯を豊かにする 体験活動の充実

「人生100年時代」を迎えるにあたり、一人ひとりの市民が多様な個性・能力を開花させ、生涯学び、活躍していくためには、豊かな文化・芸術にふれ、自然との関わりを持つことが大切です。

また、市民のふるさと意識やまちへの愛着を育むには、まちの歴史文化への理解を深めることが必要です。さらに、生涯にわたって健やかな生活を過ごすことを可能にするためには、健康な運動習慣を確立することが必要です。

こうしたことから、子どもの時から様々な体験活動や、自由な空間を提供するとともに、地域等とも連携しながら、生涯にわたって人生を豊かにする多様な学習機会を提供していくことが求められています。

社会教育と学校教育の連携を強化し、子どもたちが文化・芸術や自然の中での活動等、様々な体験ができる機会を確保します。

生涯学習市民センターや新たに開設する「総合文化芸術センター」などを活用し、子どもたちをはじめとする市民が文化・芸術についての関心を深め、そ

こに喜びや楽しみを感じられるような環境整備に努めます。

また、文化財等の適切な保存を進めるとともに、特別史跡百済寺跡等の貴重な歴史文化遺産を生かして、子どもたちや市民の郷土の歴史への理解を深めるとともに、歴史の薫り豊かなまちづくりや文化観光への活用・発展を進めます。

また、各種スポーツ・レクリエーション活動については、プロスポーツに触れる機会の提供や、スポーツ環境の整備に取り組むとともに、健康の維持増進を図るため、身近なところで誰もが取り組める健康スポーツの推進に取り組みます。

子どもたちは、自らの意思で「時間」「空間」を選び、「仲間」を作りながら、自由な遊びを通して成長していきます。子どもにとって望ましい「放課後」を実現していくために令和2年3月に策定した「児童の放課後を豊かにする基本計画」を踏まえ、本市の実情に即した児童の総合的な放課後対策の計画的な整備を適切かつ円滑に取り組みます。また、留守家庭児童会室の土曜日開室や三季休業期のみの利用受付を検討します。

## 2 重点的に進める取組

本計画は、12年間の中長期的な方向性を明らかにするもので、前述の「10の基本方策」に基づき、総合的かつ計画的に教育施策を推進するものですが、ここでは、教育を取り巻く現状や、令和2年3月に策定した「枚方市教育大綱」の重点方針等を踏まえ、今後、おおむね4年間で進めるべき重点的な取組を示します。

### 5つの重点的に進める取組

#### (1) 新型コロナウイルス感染症等への対応－安全安心な学習保障－

- ・学校の臨時休業にも対応できるよう、オンライン授業の実施などICTを活用した学習保障
- ・感染症への対応として必要な学校への消耗品等の配備や消毒作業などの安全対策の実施
- ・手洗い、マスク着用など子どもたちが自分や周囲の人を守るための安全教育の実施

#### (2) タブレット端末などICTを活用した学習活動の充実と学力の育成

- ・新学習指導要領に基づく「主体的・対話的で深い学び」のための授業改善や情報活用能力の育成等に向けたICT活用による授業の展開
- ・自学自習の定着に向けた放課後学習や家庭学習におけるタブレット端末の効果的な活用
- ・教員のICTの活用力及び指導力の向上

#### (3) 誰一人取り残さない個に応じた学びの最適化

- ・いじめの防止、早期解決に向けたSSWや新たなスクールロイヤー等の専門家の活用
- ・不登校の児童生徒に対する登校しやすい学校づくりや、学校復帰以外の選択肢を含めた支援、ICT等を活用した学習活動など個に応じた取組の推進
- ・障害のある児童生徒や配慮を要する児童生徒に対するタブレット端末などの効果的な活用による支援
- ・一人ひとりの学力の進度に合わせた家庭学習や自学自習などICTの活用による個別最適化された学びの実現
- ・不登校や児童虐待、子どもの貧困等の様々な課題に対し、子どもの情報の適切な共有化などを通じた未然防止や早期対応の強化

#### (4) 学校園のガバナンスの確立と開かれた学校運営

- ・学校の組織としてのあり方や業務の改善を進めることで、各学校園において特色ある運営を展開する学校園ガバナンスの確立

- ・様々な教育課題や緊急的な事案に対し、教育委員会と学校が一体となって、迅速かつ適切に対応できる仕組みの構築
- ・地域住民や保護者の協力によるコミュニティ・スクールの推進や社会に開かれた教育課程の実現
- ・ミルメールの改善、双方向の連絡手段の構築など、学校と保護者との連絡体制の充実

#### (5) 未来への可能性を最大限に伸ばす環境づくり

- ・市立図書館における電子媒体を活用した非接触型サービスの提供に向けた検討や学校図書館への支援の強化
- ・学校教育と生涯学習との連携による社会と関わる機会や文化・スポーツなどの体験活動の充実
- ・児童の総合的な放課後対策による「時間」「空間」「仲間」の3間の提供及び留守家庭児童会室の土曜日開室や三季休業期のみの利用受付の検討

### 3 計画の推進

#### (1) 計画の推進方法

本計画については、第4章に掲げる「基本方策」に基づいて、毎年、市長公約等を踏まえ、具体化を図るための取組を決定し、その推進を図るものとします。

#### (2) 進行管理及び公表

第4章に掲げる「基本方策」及びその具体化を図るための取組の進行管理及び達成状況については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づく「点検及び評価」をあてるものとし、効果的な教育行政の推進と市民への説明責任を果たすものとします。

「基本方策」の具体化を図るための取組については、毎年度、6月を経過した時点の進捗状況をまとめ、市民に公表するものとします。

また、達成状況については、当該年度終了後、教育委員会による点検及び評価を行い、議会へ報告するとともに、市民に公表するものとします。

枚方市教育振興基本計画策定審議会委員名簿と審議経過

(1) 枚方市教育振興基本計画策定審議会委員名簿

選出区分	氏名	所属団体
学識経験を有する者	会長 島 善信	大阪教育大学
	竹内 由紀子	元枚方市立小学校長
	西川 信廣	京都産業大学
	林 文子	枚方地区人権擁護委員会
	村上 明子	関西外国語大学
市民団体又は関係団体を代表する者	副会長 狩野 史男	枚方市コミュニティ連絡協議会
	農頭 麻衣子	枚方市PTA協議会

(2) 審議経過

平成 27 年	8 月	枚方市教育振興基本計画策定審議会に「枚方市教育振興基本計画の策定に関する調査審議」について諮問 第 1 回枚方市教育振興基本計画策定審議会 ・枚方市教育振興基本計画の策定について
	9 月	第 2 回枚方市教育振興基本計画策定審議会 ・枚方市教育振興基本計画（骨子案）について
	10 月	第 3 回枚方市教育振興基本計画策定審議会 ・枚方市教育振興基本計画（素案）について
平成 28 年	1 月	第 4 回枚方市教育振興基本計画策定審議会 ・枚方市教育振興基本計画（案）について
	3 月	第 5 回枚方市教育振興基本計画策定審議会 ・枚方市教育振興基本計画（答申案）等について
	4 月	市民意見の募集 募集期間：4 月 1 日～4 月 20 日 意見：12 人（53 件）
		第 6 回枚方市教育振興基本計画策定審議会 ・審議会の答申（案）に対する市民からのご意見募集結果について ・枚方市教育振興基本計画答申（案）の修正案について
5 月	枚方市教育振興基本計画策定審議会から「枚方市教育振興基本計画の策定に関する調査審議」について答申	

## 用語解説

### ■ ア行

#### 【IoT（アイオーティー）】（P3）

Internet of Things の略。モノのインターネット。従来のパソコンやスマートフォンなどの通信機器だけでなく、世の中に存在する様々なモノにインターネット通信機能を持たせることによって、インターネット経由で情報のやりとりを行い、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

#### 【AI（アイ）】（P3）

人工知能を意味する Artificial Intelligence の略。人間が持っている、認識や推論などの能力をコンピュータでも可能にするための技術の総称。

#### 【SDGs（エスディージーズ）】（P3）

Sustainable Development Goals の略で、持続可能な開発目標。平成 13 年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成されています。

### ■ カ行

#### 【学習指導要領】（P7）

学校教育法施行規則に基づき、学校の教育課程の基準として定められているもの。小学校、中学校、高等学校別に作成され、教科等の目標や大まかな教育内容を体系的に示しています。約 10 年に 1 度を目安に見直されており、新学習指導要領は小学校では令和 2 年度、中学校では令和 3 年度より実施。

#### 【カリキュラム・マネジメント】（P19）

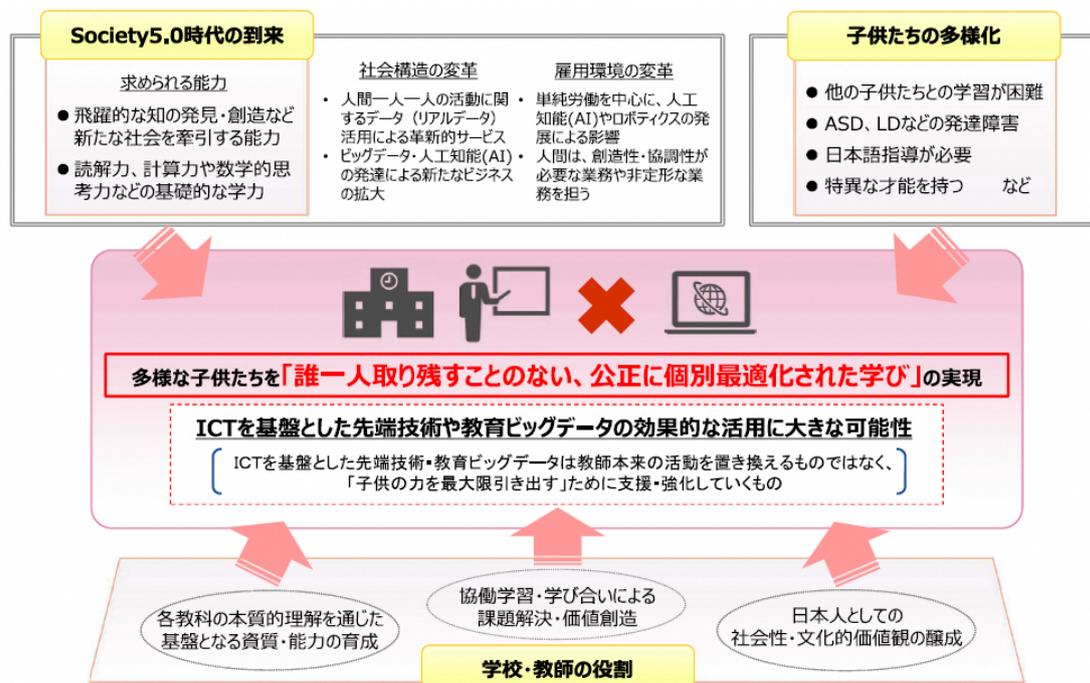
子どもや地域の実態を踏まえて各学校が設定する学校教育目標を実現するために、学習指導要領に基づき教育課程（カリキュラム）を編成し、それを実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。

#### 【GIGA（ギガ）スクール構想】（P3）

Society 5.0 時代に生きる子どもたちの未来を見据え、ICT 環境の自治体間格差をなくし、全国一律で児童生徒向けの 1 人 1 台学習用端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する構想。GIGA は、Global and Innovation Gateway for All の略。

## 【個別最適化された学び】(P17)

新時代における先端技術を活用した学びのあり方。1人1台のタブレット端末など、ICTの活用や、学習履歴、行動等のビッグデータ分析による一人ひとりに最適な学習コンテンツの提供や、個々の子どもに応じたよりきめ細やかな指導、学びにおける時間・距離などの制約を取り払うための遠隔技術の活用などを含んでいる。(イメージ図参照)



1

文部科学省「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）」  
(令和元年6月)より抜粋

## ■ サ行

### 【主体的・対話的で深い学び】(P17)

新学習指導要領において実現が求められている授業改善の視点。「主体的な学び」とは、学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげること。「対話的な学び」とは、子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深めること。

### 【SSW（スクール・ソーシャル・ワーカー）】(P5)

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待、子どもの貧困など子どもを取り巻く様々な課題に対し、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働き掛け、児童・生徒の学校生活の充実や家庭の教育力向上を支援します。教職員と連携した校内ケース会議でのファシリテーションや福祉的手法の助言、及び関係機関との連携のコーディネート等を行い、課題の解決に向けた対応を図ります。社会福祉士等の資格を有しています。

### 【スクールロイヤー】(P22)

いじめや問題行動等、学校で生起する事案に対し、法律の見地から学校に助言を行う弁護士。

### 【全国学力・学習状況調査】(P7)

文部科学省が平成19年度から実施している、全国的な学力・学習状況の調査。対象は、小学校6年生、中学校3年生。義務教育の機会均等と水準の維持向上の観点から、全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的にしています。

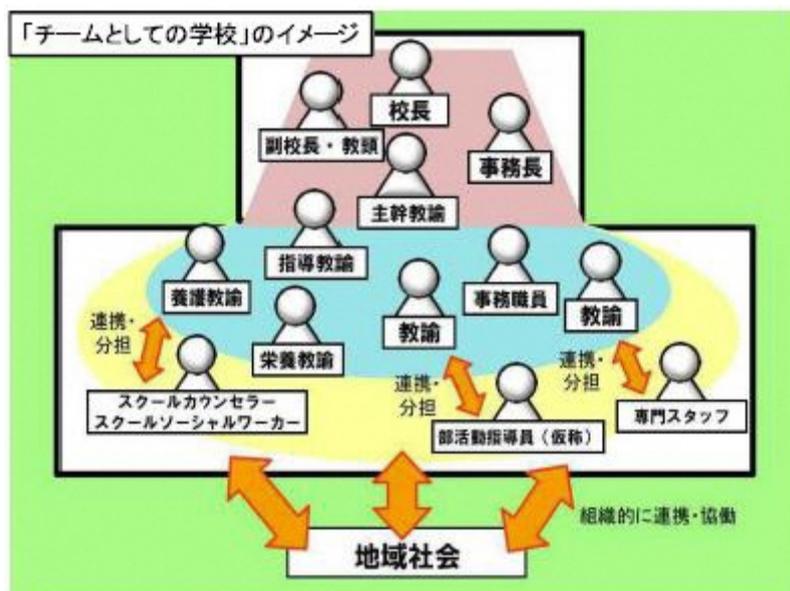
### 【全国体力・運動能力・運動習慣等調査】(P8)

平成20年度から始まった全国的なスポーツテスト。対象は、小学校5年生、中学校2年生。体力や運動習慣、生活習慣、食習慣等を把握し、学校における体育・健康に関する指導などの改善に役立てることを目的に実施されています。

## ■ 夕行

### 【チーム学校】(P21)

校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子どもたちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校のこと。(イメージ図参照)



中央教育審議会「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」  
(平成27年12月)より抜粋

### 【超スマート社会】(P3)

国が示している、情報技術や AI（人工知能）を駆使してつくりあげる次世代の社会像。Society 5.0 とも呼ばれています。

## ■ ハ行

### 【ビッグデータ】(P3)

膨大かつ多様で複雑なデータのこと。スマートフォンを通じて個人が発する情報や、コンビニエンスストアの購買情報、医療機関の電子カルテなど、日々生成されるデータの集合を指し、単に膨大なだけではなく、リアルタイムに増加・変化するという特徴があります。こうしたデータの分析、利活用が進み、産業・学術・行政・防災などさまざまな分野で新たなサービスの創造や将来予測等が行われています。

# 枚方市教育振興基本計画

平成 28 年 6 月

令和 2 年 9 月（見直し）

発 行 : 枚方市教育委員会

担 当 : 枚方市教育委員会事務局総合教育部教育政策課

住 所 : 〒573-1159 枚方市車塚 1 丁目 1 番 1 号

連絡先 : TEL : 050-7105-8018 FAX : 072-851-1711

E-mail : kysoumu @city.hirakata.osaka.jp

U R L : <http://www.city.hirakata.osaka.jp/>

**「枚方市教育振興基本計画(見直し案)」についての  
パブリックコメント(結果公表)**

「枚方市教育振興基本計画(見直し案)」についてのパブリックコメントにつきまして、市民の皆さまからご意見をいただき、誠にありがとうございました。  
お寄せいただきましたご意見と、ご意見に対する本市教育委員会の考え方を以下のとおり公表します。

意見募集期間	令和2年(2020年)8月28日(金)～9月16日(水)
意見収集方法	意見回収箱への投函【提出者7人】、市ホームページの入力フォーム【提出者4人】、郵送・FAX・電子メール【提出者8人】
意見提出者数	19人
公表意見数	60件 ※1枚の意見提出用紙に複数の意見を記入されている場合は、意見ごとに1件としています。

	ご意見の要旨	件数	教育委員会の考え方
	<b>&lt;基本方策1 確かな学力と自立を育む教育の充実&gt;</b>		
1	「見直し案」で“「小中一貫教育」の推進”の文言が消えていることを歓迎します。公立の小中学校で同一施設で一貫教育を行うことは、あまりにも弊害が大きすぎると思います。	1	今後も、基本方策1の取組として、小中学校の9年間を見通した教育課程の編成や、小・中学校の円滑な接続などに向けた取組を進めていきます。
2	児童・生徒一人一台のタブレット端末の効果的な活用は、ぜひ実現してほしい取り組みだと考えます	1	計画(見直し案)で示すように、一人一台のタブレット端末等のICTを効果的に活用し、様々な取組を進めていきます。
3	ICT活用については、児童・生徒の実態、各家庭の実態を十分にふまえ、予算のムダ・活用のムダにならないよう徹底した検討を行って下さい。	1	一人一台のタブレット端末などのICTについては、「枚方市学校教育におけるICT活用の方針」などに基づき、新しい学校教育の実現のため、効果的に活用していきます。今後、授業における活用や放課後学習、家庭学習での活用など、学習における理解度の向上や支援ツールとしての活用度など児童・生徒の取組状況を把握し、効果検証を図りながら、個に応じたきめ細かな指導の充実や授業改善を推進していく考えです。
4	ICT活用の方針で中学生・小6に1人1台のタブレットが配られているが、その活用についてどのように把握しているのか。又、教育はICTだけでは不十分である事を再確認して進めて欲しい。	1	「枚方市学校教育におけるICT活用の方針」に基づき、教員及び中学校3年生にタブレット端末の配備をしており、10月に小学校6年生、11月に中学校2年生、12月に中学校1年生と順次配備し、年度内には全児童・生徒への配備が完了する予定です。 ただし、ICT導入が目的でなく、新しい学校教育を実現するためのツールとして効果的に活用していく考えです。また、長期的な視点として、学習指導要領の方向性に示されている、「情報活用能力の育成」などを踏まえ、一人ひとりの能力を最大限に引き出す教育をめざした取組を進めていきます。

	ご意見の要旨	件数	教育委員会の考え方
5	<p>6月から始まった「分散登校」の中で、子ども達や教職員から「一人ひとりの表情がわかり丁寧に見れた」などの声が多くあげられ、少人数学級の優位性が体験としても示されました。</p> <p>7月に地方3団体が、少人数学級を求める緊急提言を首相に手渡し、そこでは「現在の教室の広さでは、感染症予防のための子どもの間隔が十分とれない」と指摘しています。</p> <p>枚方市独自の検証でも、「子どもたちに対して教師の目が行き届く」などの生活面・学習面で大きな効果が確認されており、市長も少人数学級の拡充を公約に掲げおり、枚方市で少人数学級の拡充を更に進める必要性は明らかです。</p> <p>小中学校で「30人学級」の実現を要望します。当面来年度は、小学校5、6年の35人学級、中学校でのダブルカウントの実施を要望します。</p>	2	<p>少人数学級編制の拡充については、基本方針1の取組として、財政面・施設面や人材確保といった課題をクリアしながら、国・府に先行して本市独自の少人数学級編制をこれまで実施してきました。国・府に対しては教職員の定数改善や加配を引き続き要望していくとともに、本市としてはICTの活用や効果的な指導方法の工夫など様々な手法により、きめ細かい指導に取り組んでいきます。</p>
6	<p>少人数学級実現・教職員の定数増・予算の確保が大切です。学力保障に何よりも必要な事は、少人数学級の実現ですが、具体的にふれていない。コロナ対応で子ども達は少人数学級を体験済み。一日も早く中学生までの30人学級実現の市の対応が不可欠。</p>	2	
7	<p>新型コロナウイルスによる学校休業による授業時間の確保・補充ということで、夏休みの短縮、土曜授業、キャンプ・運動会の学校行事の削減など、子どもも学校も大きな代償を背負わされました。コロナウイルス問題は、今後も長期的な対応が求められます。「感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」のいちばんの対策は、少人数学級の実施です。子どもが学ぶ喜びを感じ、確かな学力を身につける。親・保護者も安心して、子どもを学校へ送り出すことができる。その第一歩は少人数学級だということを、新型コロナウイルス問題は、教えてくれたのではないのでしょうか。文部科学大臣は、「少人数学級の在り方は、総理大臣が変わったからと言って立ち消えになるテーマではない」（9月1日）と、2021年度予算に関連経費を要求することを明言しています。枚方市でも、国の動きに呼応して少人数学級の施策を進めていただきたいと思います。</p>	1	
8	<p>教育の充実のためにも、コロナ禍の中で、日本中で大きな声になっているのが、少人数学級の拡充です。35人を飛び越えて、20人という声もあるくらいです。教室に40人では密を避けることは不可能です。分散登校の時は、子どもたちにも先生方にも、ゆったり向き合えてとてもよかったですと聞きます。一度に実現するのは、教員の採用や教室の確保など、ハードルが高いと思いますが、せめて、市長公約でもある35人学級を枚方で実現してほしいです。空教室利用、教師を増員など20人学級の実現のため、直ちに施策をお願いします。感染予防、いじめの防止、不登校支援、そして、学力の向上にも、「少人数学級」は有効だと思います。</p>	4	

	ご意見の要旨	件数	教育委員会の考え方
9	<p>枚方市は、Society5.0やギガスクールとあって、デジタル対応より先に、少人数学級、教職員の増員による一人一人の子どもへの目くばりのできる体制をとることが先ではないか。</p> <p>また、大阪府の方針で、テストテストで子どもがおいまわされ、じっくり学びに向きあう時間がなくなる。コロナ下で授業時間はへり、おいかけるのは逆に子どもの権利をうばうものだ。</p>	1	<p>少人数学級については、これまでから基本方策1の取組として、小学校において本市独自の少人数学級編制を実施しており、引き続き、きめ細かい指導に取り組んでいきます。また、更なる少人数学級の拡充については、国・府に対して教職員の定数改善の要望などを行っていきます。</p> <p>子どもたちの確かな学力と自立を育むため、一人一台のタブレット端末等のICTを活用し、協働型・双方向型の授業や、個別最適化された学びを推進するほか、新たな感染症などの危機事象時の学習保障などにも役立てていきます。</p>
10	<p>重点的に進める取組について</p> <p>(3) 誰一人取り残さない個に応じた学びの最適化の内容が、SSW・スクールロイヤーの活用・タブレット・ICTの活用などの取り組みが提案されていますが、これらでは誰一人取り残さない取り組みになるとは思えません。</p> <p>本当にめざすべきは、学力不振、不登校や児童虐待、貧困などに苦しむ一人一人に寄りそう、あたたかい人的支援ではないでしょうか。少人数学級実現による圧倒的な教職員増が教育現場に余裕をもたらし、子どもたちにあたたかい教育環境を実現すると思います。「少人数学級実現による大幅な教職員増」を枚方市として明記し、具体的な取り組みを提案、早急な取り組みをお願いします。</p>	1	<p>「個別最適化された学び」については、文部科学省により「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）」の中で考え方がまとめられており、本計画においてもその趣旨を踏まえた記載としております。</p> <p>少人数学級については、これまでから基本方策1の取組として、小学校において本市独自の少人数学級編制を実施しており、引き続き、きめ細かい指導に取り組んでいきます。また、更なる少人数学級の拡充については、国・府に対して教職員の定数改善の要望などを行っていきます。</p>
11	<p>私たちは枚方市で1992年より登校拒否やひきこもりの親の会を開いています。最近はその数が減少する一方、登校拒否の子どもは増加しています。親たちからは少人数学級で一人ひとりに目配りのできる学級だったらよかったのにとの声が出ています。また、ルポについて学校の説明が不十分で、結局行けなかったという声も聞きます。コロナで休校後分散登校の時は何とか登校できたのに、全員出席になった途端パニックになって再び登校拒否になったという実態も聞きました。ギガスクールやオンライン授業も必要ですが、まず少人数学級を実現してからのことではないでしょうか。そうしないとこれからはますます登校拒否は増加するでしょう。</p>	1	<p>少人数学級については、これまでから基本方策1の取組として、小学校において本市独自の少人数学級編制を実施しており、引き続き、きめ細かい指導に取り組んでいきます。また、更なる少人数学級の拡充については、国・府に対して教職員の定数改善の要望などを行っていきます。</p> <p>適応指導教室「ルポ」については、今後も、各学校へ申請方法をはじめ、取組内容を周知していきます。</p> <p>不登校児童・生徒への対応については、基本方策7において、児童・生徒の不登校の兆しにも留意しながら、より一層未然防止に努めるとともに、不登校児童・生徒に対しては、ICT等を活用した学習活動など個に応じた取組を行うとともに、登校しやすい学校づくりなどを進めることとしており、不登校児童・生徒及び保護者の心情に寄り添い、社会的自立をめざした支援を進めていきます。</p>

	ご意見の要旨	件数	教育委員会の考え方
12	<p>「新型コロナ対応」について          いまだ終息しない感染症の対策として、「3つの密」を避けることや「マスク」「手洗い」に取り組むと書かれていますが、具体的に「3密」をさけることは、今の状況では不可能ではありませんか。「新しい生活様式」の導入とはどんなことでしょうか？今こそ、20人学級など、少人数学級を実現しないと「3密」状態は解消されないと思うのですが。これから、どんな感染症がでてくるかもしれません。今の時期に対応していくことが大切だと思います。</p>	1	
13	<p>今回見直し案で新型コロナウイルス感染症の拡大・予防のために「3密」を避けることが提案されています。このことは、とても大切なことだと思います。それを、今こそ徹底させるためにも、少人数学級の実施を6年生まですすめ、3密の回避と1人1人の学力等への目くばりができるので、更に中学へも進めてほしいと思います。</p> <p>そのため、「早期に小学校において本市独自で6年生まで少人数学級編制を行い、順次中学校まで波及していく計画」という文言を入れてほしい。（基本方策8の教育環境の充実にも関連）</p>	1	<p>新型コロナウイルスなどの感染症対策については、学校教育の中においても、国で示された「新しい生活様式」の実践例などを踏まえ、様々な場面で身体的距離の確保や、マスクの着用、手洗いといった基本的な対策が必要と考えます。</p> <p>少人数学級については、これまでから基本方策1の取組として、小学校において本市独自の少人数学級編制を実施しており、引き続き、きめ細かい指導に取り組んでいきます。また、更なる少人数学級の拡充については、国・府に対して教職員の定数改善の要望などを行っていきます。</p>
14	<p>新型コロナウイルスで生活は一変し、「新生活」という言葉まで使われるようになりました。教育に関しても同じで、学校運営もわかりです。</p> <p>感染症対策として、消耗品等配備も必要かと思いますが、午前と午後の分散登校があった時期、今まで不登校気味だった児童・生徒が登校できるようになったり、教師とのかかわりも深くなり、授業も進めやすかったと聞きます。これは、児童・生徒や教師にゆとりができ、子どもをしっかり見たり、教材研究をする時間も確保できたからではないでしょうか。</p> <p>又、インフルエンザのように罹患すれば本人だけ休めばよいのとは違い、新型コロナウイルスの場合は学校全体にかかわってきます。そのことを考えても、密にならない少人数学級にすることは感染防止にも役立つのではないのでしょうか。この機会に是非少人数学級をよろしくお願ひします。そして現場を一番よく知る教職員の声を聞いて下さい。</p>	1	

	ご意見の要旨	件数	教育委員会の考え方
	<u>&lt;基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実&gt;</u>		
15	中学生までの給食費無料化をめざすべき。給食メニュー・調理法の工夫は評価しています。	1	小中学校の給食費については、給食調理に係る人件費、光熱水費などの運営経費は市の負担としております。食材費については保護者負担としており、現在は生活保護世帯、就学援助対象世帯については無償としていただいております。
16	給食については、一日も早い全員給食の実施と質の向上、給食費補助の検討を望む。	1	中学校の全員給食については実施に向けた検証など取組を進めているところです。また、小中学校の給食費については、給食調理に係る人件費、光熱水費などの運営経費は市の負担としております。食材費については保護者負担としており、現在は生活保護世帯、就学援助対象世帯については無償としていただいております。
17	中学校給食について、一步進んだ方策が示され、期待しています。全員給食はぜひ、小学校と同じような食缶方式で実現してください。	1	中学校の全員給食については、給食時間の確保等の観点からも、現在の選択制で実施しているランチボックス等での実施を検討していく考えです。
18	養護教諭との役割分担（養護教諭の職務）を明記してほしい。保健所による感染症予防(手指消毒など)についての児童・生徒・教師などへの指導も必要と考えます。	1	本計画は、本市教育における様々な施策の方向性を示すものですが、養護教諭との役割分担や、保健所等の関係機関との連携については、具体の施策を進める中で検討していく必要があると考えます。なお、養護教諭の職務については、児童生徒の養護をつかさどると職務規定されており、例えば、他の教員と連携し、児童生徒の健康上の問題があるときなど必要に応じて指導を行うとともに保護者に対して必要な助言を行うなどの保健指導などがそれにあたります。
	<u>&lt;基本方策3 教職員の資質と指導力の向上&gt;</u>		
19	大阪市の大空小学校の取り組みを先進事例として枚方市も取組んだらどうか。	1	他市事例などの、先進的な好事例については、具体の施策を進める中で、参考にしていきたいと考えています。

	ご意見の要旨	件数	教育委員会の考え方
20	<p>子どもの成長と学校教育の充実にとって、教職員が健康で生き生きと働けることが重要であり、「教職員の働き方の見直し」は喫緊の課題です。</p> <p>その前提として、実態を正確に把握することが重要ですが、「枚方市教育振興基本計画」には、それ記述されておらず、「見直し」が実態に合わないものになりかねません。</p> <p>枚方でも、プログラミング教育、小学校英語教科授業、陸上競技・駅伝大会などの様々な新しい課題やそれに伴う研修、枚方市独自の行事が多忙を加速させており、これらにどう取り組むかが重要です。</p> <p>「働き方の見直し」を、有効なものにするためには、日々子ども達と向き合っている教職員の生の声を聞くことが重要であり、教職員に対するアンケートに実施や、教職員を代表する教職員組合を検討委員会に加える、要求書を参考にするなどの方策が求められます。</p>	4	
21	<p>「5つの重点」には、オンライン授業、コロナ対策の消毒作業、子どもへの安全教育、ICT活用の授業、放課後学習や家庭学習でのタブレットの効果的な活用、教員のICT活用力及び指導力の向上、社会に関わる機会や文化・スポーツなどの体験活動の充実など、教職員に更なる負担を強いるものが多く見られます。</p> <p>一方で、「教職員の働き方の見直し」については一切触れておらず、これでは、学校と教職員の負担が増えるばかりで、ますます多忙化・過重労働を強いるものになります。子どもの成長と学校教育の充実にとって、教職員が健康で生き生きと働けることが不可欠であり、教職員の多忙化と過重負担が大きな社会問題となっている現在、「教職員の働き方の見直し」は喫緊の課題であり、重点に加えるべきです。</p>	1	<p>第2章「枚方市における教育の主な取組と課題」において、教職員の業務量の適切な管理を行った上で、授業改善や子どもたちと向き合う時間の確保などを今後の課題と捉えており、第4章の基本方策3において課題への対応について記載しています。「教職員の働き方改革」や多忙化の解消は、本計画に基づく重点的な取組を進めていくためにも、喫緊の課題であると認識しています。このような認識の下、具体的な取組については、国の動向なども踏まえつつ、実態に即したものとなるよう進めていく考えです。</p>
22	<p>「教職員の働き方を見直しし、教職員が子どもたちと向き合う時間を確保します」に本腰を入れて取り組んでください。今のままでは、管理職だけでなく、一般教職員のなり手もいっそう少なくなります。ポイントは、「業務量を適切に管理すること」でなくて、大幅に減らすことが必要です。</p>	2	
23	<p>子どもたちのためだけでなく、「学び続ける教職員」というなら、その時間ゆとりを保証してほしいです。私が耳にする先生たちは、コロナ禍の中で、今まで以上に疲弊されています。とても「学ぶ」余裕はないように思えます。</p> <p>「教職員の働き方を見直し、教職員が子どもたちと向き合う時間を確保」するために、少人数学級の拡充は最も現実的な方法だと思います。ICTの活用は急がれる課題です。</p>	1	

	ご意見の要旨	件数	教育委員会の考え方
24	<p>子どもは、学校で、仲間と先生と過ごします。勉強も集団生活もその中で学んでいくため、先生が子どもひとりひとりと向き合う時間、子ども同士一緒に学び合える時間が必要だと思います。</p> <p>不登校やいじめをなくすためにも、先生と子どもがしっかり向き合える時間を確保することが大切だと思います。</p> <p>学ぶ量をいくら増やしても、自分の力にするためには、ともに学び合い、刺激し合う時間やゆとりが必要だと思います。</p> <p>そのためには、1クラスの人数を少なくして、先生をもっと増やしてほしいと思います。</p> <p>先生は、研修の時間は必要ですが、そのために子どもとふれ合う時間や同じ職場の先生とひとりひとりの子どものことやクラス、教科のことについて話し合う時間が削られてしまうことがあってはならないと思います。先生が学校で子どもと過ごす時間を保障するためにはどうしたらいいか、教育委員会として考えて下さい。</p>	1	<p>第2章「枚方市における教育の主な取組と課題」において、教職員の業務量の適切な管理を行った上で、授業改善や子どもたちと向き合う時間の確保などを今後の課題と捉えており、第4章の基本方策3において課題への対応について記載しています。「教職員の働き方改革」や多忙化の解消は、本計画に基づく重点的な取組を進めていくためにも、喫緊の課題であると認識しています。このような認識の下、具体的な取組については、国の動向なども踏まえつつ、実態に即したものとなるよう進めていく考えです。</p> <p>また、少人数学級については、これまでから基本方策1の取組として、小学校において本市独自の少人数学級編制を実施しており、引き続き、きめ細かい指導に取り組んでいきます。また、更なる少人数学級の拡充については、国・府に対して教職員の定数改善の要望などを行っていきます。</p>
25	<p>教職員の人数を増やす。これにつきます。時間的なゆとりの中で教師達自身が学び、力をつけ、即、子ども達に伝わります。具体的な人員増の数を出す。</p>	1	<p>基本方策3の取組として、教職員一人ひとりの資質と指導力の向上のため、教職員が子どもたちと向き合う時間を確保するため、業務量を適切に管理するなど教職員の働き方の見直しに取り組む考えです。</p> <p>また、引き続き適正な人員配置に努めるとともに、教職員の人員増については、国・府に対して教職員の定数改善や加配の要望などを引き続き行っていきます。</p>
26	<p>教職員がコロナ対応で授業以外のことでたくさんさんの雑用（大切な消毒ですが）があることと思います。子どもの学力や教職員の力量向上というなら、もっと教師の数を増やし、たくさんさんの仕事を分担していくことが大切ではないでしょうか。疲れて、子どもたちにしっかりと授業の準備ができないということでは、どんないい機器が準備されても、子どもたちが主体的に取り組む学習にならないと考えます。</p>	1	<p>新型コロナウイルス等の対策に係る消毒作業については、教職員の負担軽減のため外部委託も行っています。また、基本方策2では、体育科の授業や部活動における、外部人材の活用などを記載しており、こういった取組も通じて指導の質の向上と合わせ教職員の負担軽減に取り組む考えです。</p> <p>また、教職員の人員増については、国・府に対して教職員の定数改善や加配の要望などを引き続き行っていきます。</p>
27	<p>基本政策3の教職員の資質と指導力向上の中で「働き方を見直し教職員が子どもたちと向き合う時間を確保」とありますが、小規模校では雑務を少ない人数で行うので「小規模校での加配をすすめる」ことを加え、少しでも余裕をもって雑務にあたっていくことができると思います。</p>	1	<p>「教職員の働き方改革」と多忙化解消については、本計画に基づき取り組んでいく考えです。</p> <p>小規模校についての課題と適正化の考え方については、「枚方市学校規模等適正化基本方針【改訂版】」にお示ししています。</p>
<b>&lt;基本方策4 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実&gt;</b>			
28	<p>養護教諭の仕事のようにも思えますが、養護教諭は毎日何をされているのでしょうか？</p>	1	<p>養護教諭の職務については、児童生徒の養護をつかさどると職務規定されており、例えば、他の教員と連携し、児童生徒の健康上の問題があるときなど必要に応じて指導を行うとともに保護者に対して必要な助言を行うなどの保健指導などがそれにあたります。</p>

	ご意見の要旨	件数	教育委員会の考え方
29	<p>障害児学級への通級者が増えていると聞いています。障害児教育の専門職の教員の配置を早急に求めます。</p>	1	<p>各学校においては、発達障害等のある児童・生徒の把握、また担任に指導方法や個別の教育支援計画や個別の教育指導計画の作成及び活用等の指導・助言を行う支援教育コーディネーターを指名し、業務を行っています。支援教育コーディネーターは支援学級の担任等と兼務となるので、非常勤講師を配置し、活動時間の確保を行うとともに、研修を実施するなど、専門性の向上に努めています。</p>
30	<p>支援ツールとしての機器よりも、人員増で細かな対応を目標とすべき。人手にまさる支援はない。</p>	1	<p>支援教育においても、基本方策1に掲げる、子どもたちを誰一人取り残すことのない、個別最適化された学びを実現するための支援ツールとしてタブレット端末などのICTを活用する考えです。肢体不自由児介助員等による、きめ細かい支援についても、引き続き行っていきます。</p>
<p>&lt;基本方策6 社会に開かれた学校づくりの推進&gt;</p>			
31	<p>社会に開かれた学校づくりの推進については、具体的な事業がコミュニティ・スクール推進事業の一本だけのようです。</p> <p>「学校運営協議会の仕組みを生かして学校と地域の効果的な連携・協働を推進していくためには、より多くのより幅広い層の地域住民団体、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成する『地域学校協働本部』と双方が機能することが重要」（注1）とコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進が求められています。地域学校協働活動の推進については、平成29年の社会教育法改正に盛り込まれ（第5章2）、国の第3期教育振興基本計画にも「地域学校協働活動の全国的な推進を図る」（P60）と記載されています。枚方市にも、地域教育協議会（注2）やコミュニティー協議会があります。</p> <p>地域学校協働活動の推進と具体的施策についても検討を要望します。</p> <p>（注1）「コミュニティ・スクールのつくり方」文部科学省総合教育政策局地域学習推進課、令和元年10月</p> <p>（注2）地域教育協議会は、大阪府の「教育コミュニティづくり」として設置された経緯があり、現在大阪府内21市町では、教育コミュニティづくりの推進をそれぞれの教育振興基本計画に盛り込まれています。</p>	1	<p>社会に開かれた学校づくりを行っていく上で、地域との連携・協働は必要不可欠です。</p> <p>コミュニティ・スクール推進事業に関しても、全小中学校に設置する学校運営協議会には、校区コミュニティ協議会・PTAからの代表を委員として選出しております。これらの組織と連携しながら、各校がコミュニティ・スクールとして地域学校協働活動に取り組んでいく考えです。</p> <p>また、平成14年度から全19中学校区に設置されている地域教育協議会では、地域社会を挙げて様々な取組を推進することにより、学校教育や地域における諸活動を活性化するため、地域での祭（フェスタ）や地域美化活動、職場体験活動への協力、地域の安全マップの作製など、様々な活動を進めています。</p> <p>地域教育協議会や校区コミュニティ協議会などと連携しながら、社会に開かれた学校づくりに取り組んでいく考えです。</p>

	ご意見の要旨	件数	教育委員会の考え方
32	学校生活の主体である、児童・生徒の意見・提言を取り入れる仕組みも必要ではないでしょうか。	1	ご意見の視点については、学校教育の中で、これまでから児童生徒への積極的な声掛けや、子どもの声に耳を傾けることに努めており、今後も同様に取り組んでいく考えです。
<b>&lt;基本方策7 学びのセーフティネットの構築&gt;</b>			
33	大川小学校の最高裁判決も踏まえ、防災・防犯の面から各学校園で策定している「危機管理マニュアル」を危機管理室や校区自主防災会、PTA、見守り隊などと共有、意見交換、調整をしておくことも必要だと考えます（登下校時は見守り隊が児童に的確な指示をする必要があるため）。三中が行っているように土曜授業で地域と連携した防災教育は有用だと考えます。小・中（・大学・専門学校）+地域で連携した防災文化の醸成が必要ではないでしょうか。	1	本計画では、主に学校教育の視点から、基本方策7において防災教育についての方向性を記載しています。ご意見の「危機管理マニュアル」の関係機関等との共有や、連携については、危機管理上、重要なことと考えますので、今後もより一層取組を進めてまいります。
34	今学校は、コロナの感染対策のことも加わり、忙しさに拍車がかかっているのではないかと心配しています。子どもと先生の関係がスムーズになるよう、スクールカウンセラーやコーディネーターの先生を各校に増員してほしいと思います。	1	スクールカウンセラーの派遣回数については、週1回程度相談できるように設定しており、緊急対応が必要な場合は、速やかにスクールアドバイザーを緊急派遣するなど、児童・生徒や保護者、教員に対する相談活動を実施するとともに、子どもと教員との関係がスムーズになるよう努めています。
35	教育格差への対応の具体策を示して欲しい。	1	子どもが生まれ育った環境により受ける教育格差については、ご意見も踏まえ、大きな原因の一つである子どもの貧困について、第2章で現状を記載するとともに、第4章では基本方策7の取組として、子育て家庭の負担軽減や学習支援、相談支援などの様々な施策を横断的かつ重層的に活用しながら、適切な支援を進めていく旨を記載しました。 【計画P6, P11, P22参照】
36	子どもたちの家庭環境で格差が生じることがないように施策も必要です。	1	
<b>&lt;基本方策8 学びを支える教育環境の充実&gt;</b>			
37	感染症予防での「三密」を防ぐため、小規模な学校こそ必要になります。ところが、枚方市の「適正な学校規模とする学校配置等の適正化」方針では、小規模校の統廃合を計画しており、コロナ禍対策に逆行するものです。特に、中宮北小学校と高陵小学校の統廃合については、保護者や住民への説明・意見交換を行い、十分な理解と合意を得ることが大前提です。実施の強行は許されません。	2	学校規模等の適正化については、「枚方市学校規模等適正化基本方針【改訂版】」を踏まえながら引き続き取り組んでいきます。現在、高陵小学校と中宮北小学校の統合に取り組んでおり、実施にあたっては保護者や校区コミュニティへ丁寧に説明を行い、理解と協力を得ながら進めていく考えです。
38	防災、感染症対策の視点からも地域に学校がある事の必要性を思います。より身近にある事が大切です。少人数学級の実現とも併せて学校の統合問題は再考をお願いしたい。	1	小規模校の適正化については、学校統合を基本に取り組んでおりますが、少人数学習などの学習環境の充実や防災機能の向上など新しい学校づくりを目指すとともに、今後、感染症対策も含めた取り組みを行ってまいります。

	ご意見の要旨	件数	教育委員会の考え方
	<b>&lt;基本方策9 生涯学習の推進と図書館の充実&gt;</b>		
39	<p>枚方市の図書館運営は評価します。市の指定管理者が悪いわけではありませんが、昔のようにすべて市の管理にもどしてほしい。図書についてのどんな質問にも真剣に答えてくれた。学校図書館は、小中共に常駐の司書が必要。いない時間は本があっても生かされない。</p>	1	<p>基本方策9において、ご意見を踏まえ学校図書館の機能充実のため、中学校に続き、小学校への学校司書配置について記載しました。現在、これまでの成果を踏まえ小学校への学校司書の配置について、検討を進めています。</p> <p>また、市立図書館については、中央図書館が司令塔としての役割を果たしながら、指定管理施設も含め全館においてレファレンス機能の充実や来館者への丁寧な対応に努めています。</p> <p>【計画P24参照】</p>
	<b>&lt;基本方策10 文化・スポーツなどの生涯を豊かにする体験活動の充実&gt;</b>		
40	<p>文化の充実は予算の確保につきます。音楽、演劇等、市の予算で子ども達に文化を届けて下さい。上質の文化こそ子ども達、そして市民を育てます。30～40年前、市主催の文化的な企画が多数あった。保育もあり、すばらしかった。</p>	1	<p>基本方策10において、ご意見を踏まえ生涯学習市民センターや新たに開設する「総合文化芸術センター」などを活用し、子どもたちをはじめ、すべての世代の市民が文化・芸術にふれ、人生を豊かにできる様々な体験活動ができるよう、取り組んでいく考えであり、必要な予算の確保に努めていきます。</p> <p>【計画P24参照】</p>
41	<p>文化・スポーツですが、近く新しい「文化芸術センター」がオープンします。新しい立派なホールやギャラリーで、ぜひ子どもたちに生の芸術と触れる機会を作ってください。もう少し具体的な記述がほしいと思いました。</p>	1	
42	<p>社会教育、学校教育だけではなく、外国語や食文化など多様な要素がある観光教育を取り入れてはどうでしょうか</p>	1	<p>外国語や食文化といった観光教育についても、広く基本方策10の記載に包含されるものと考えています。本市教育にとって必要な視点であると考えますので、本計画に基づき、具体の施策を進めていく中で、ご意見も踏まえ、そういった要素についても検討していく考えです。</p>
43	<p>教育振興基本計画（見直し案）では、高齢化社会に対する配慮が無いように思います。高齢化率30%近くになろうとしている現況に於いて、生涯学習が大事だと考えます。</p> <p>文化生涯学習課が出している生涯学習推進基本指針はありますが、教育振興基本計画に入れるべきと考えますが如何でしょうか。</p>	1	<p>高齢化社会への対応としては、第2章で「人生100年時代への移行」について現状を記載するとともに、第4章では基本方策10において、歴史文化への理解や、生涯にわたって健やかな生活を過ごすことを可能にするための健康な運動習慣の確立などについて記載しており、生涯学習の充実にも取り組んでいく考えです。</p>

	ご意見の要旨	件数	教育委員会の考え方
44	子どもが放課後を楽しく、有意義に過ごす一助として、学校の開放を検討してください。新型コロナウイルス下での学校休業時、地域の公園で過ごす子どもたちの多かったこと。子どもたちの居場所が少なすぎることの現れです。	1	児童の放課後対策については、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様で自主的な活動に参加できるよう、今後、総合型放課後事業「放課後キッズクラブ」を展開することとしています。
45	枚方いきいき広場との役割分担、関係性について明記してほしい。	1	児童の放課後対策における「枚方子どもいきいき広場」との関係性等については、本計画に基づく個別計画となる「児童の放課後を豊かにする基本計画」（令和2年3月策定）にお示ししております。
<u>&lt;計画全体についてのご意見&gt;</u>			
46	「枚方で学んでよかった」と評価される教育行政をお願いします。	1	本計画や「枚方市教育大綱」などに基づき、子どもたちや教育を取り巻く様々な課題に対応し、すべての子どもたちが社会の大海原で自立していけるよう、また、「人生100年時代」を迎え、一人ひとりの市民が生涯学び、活躍できるよう、枚方市の教育の充実に取り組んでいく考えです。
47	教育振興基本計画は、教育基本法だけでなく、子どもの権利条約にも基づくものであってほしい。 国連子どもの権利委員会は、日本政府に対し、「社会の競争的な性格により、子ども時代と発達が害されることなく、子どもがその子ども時代を享受することを確保するための措置をとること」、「子どもに影響を与えるすべての事柄において自由に意見を表明する権利が尊重されていない」と指摘している。	1	教育振興基本計画は、教育基本法を根拠に策定されているものですが、本市の教育に関わる施策については、本計画のほか、教育基本法等の関係法令や、子どもの権利条約などの趣旨も踏まえた中で行われるべきものだと考えています。
48	標記のような公的な文書は、憲法の精神にもとづいて作成されるべきものだと考えますが、「枚方市教育振興基本計画」（見直し案）のなかで、「人材」という言葉（5カ所）が用いられていることに違和感を覚えます。昨今、「グローバルに活躍する人材」（P4）、「将来の社会を担う人材」（P16）などの表現を、行政文書で目にするがありますが、人間を「モノ」であるかのように扱っている感じがしてなりません。教育の分野では、「個人の尊重」（憲法第13条）はもっとも大事にすべき観点です。再考を求めます。	1	「人材」という言葉は、行政文書だけでなく一般的に使用されている言葉であることや、言葉本来の意味からも本計画に使用することは適当であると考えます。 教育に関する施策の実施にあたっては、憲法の精神を尊重するとともに、「個人の尊重」は大切な視点であると考えます。

	ご意見の要旨	件数	教育委員会の考え方
49	<p>教育振興基本計画に沿って「学校園の管理運営指針」がだされていますが、今後4年間（12年間の第2期）のアクションプラン策定が必要と考えます。</p> <p>各目標のための実施計画、成果指標、具体的な事業企画、年次進行計画等を記載する「枚方市教育アクションプラン」策定を要望します。</p>	1	
50	<p>地教行法の「点検及び評価」となっていますが、「課題と成果の見える化」は今では必須と考えます。過去の点検及び評価（教育に関する事務の点検及び評価報告書（令和元年度事業分））を拝見しましたが、これは、事務事業評価と思われます。</p> <p>教育振興基本計画に対する評価はこれとは別に考える必要があると考えます。学校教育自己診断アンケートや学校関係者評価を実施しておられるようなので、これらを活用し、現場レベルの進捗や課題を含めた評価が必要と思います。事前（アクションプランで公開した）に設定した指標による点検・評価を中間期（2年）にはまとめ公表することが望まれます。（注1）</p> <p>（注1）国の第3期教育振興基本計画においても、「測定指標及び参考指標の現状」として資料が公開されています。教育評価は数値に適さないものも多くありますが、鳥取県の例が参考になります。（鳥取県教育振興基本計画のホームページ  <a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/shinkoukihonkeikaku/">https://www.pref.tottori.lg.jp/shinkoukihonkeikaku/</a>）</p>	1	<p>「教育振興基本計画」の推進方法及び進行管理については、第4章の3に記載のとおり、毎年度、市長公約等を踏まえ、各基本方針に関連する主要事業を決定するとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づく「点検及び評価」によることとしており、毎年度、学識経験者の知見を活用しながら、評価をいただいているところで</p> <p>今後、本計画に係る年次計画の策定や、進行管理について、どのような手法が適切であるのかについては、必要に応じ検討していく必要があると考えます。</p>

## 議案第21号

### 令和3年度大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第1号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和2年(2020年)9月25日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 渉

## 1. 内容

令和3年度大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）に関する実施要領に基づき、本調査に参加する。

## 2. 目的

令和3年度大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）に枚方市立小学校が参加して、子どもたち一人ひとりが、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実につけることを目的とする。

## 3. 参考書類

- (1) 令和3年度大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）の参加について（依頼）  
・・・別紙1のとおり
- (2) 令和3年度 大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）実施要領  
・・・別紙2のとおり



教小中第 2 1 2 2 号  
令和 2 年 9 月 1 日

各市町村教育委員会教育長様

大阪府教育委員会教育長

令和 3 年度大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）の参加について（依頼）

標記の件について、別添の実施要領（案）をふまえ、本テストへ参加することについて確認いたしますので、下記のとおり提出をお願いいたします。

記

- 1 提出物 令和 3 年度大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）の参加について 【別紙様式 1】
- 2 提出期限 令和 2 年 9 月 30 日（水）
- 3 提出先 市町村教育室小中学校課学力向上グループ（担当：臥龍岡）
- 4 提出方法 電子媒体（電子メール）と紙媒体 1 部

【連絡先】

担 当：市町村教育室小中学校課  
学力向上グループ 臥龍岡なごおか  
電 話：06-6941-0351 内線 3504  
f a x：06-6944-3826  
E-mail：NagaokaS@mbox.pref.osaka.lg.jp

## 令和3年度 大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）実施要領

## 1 趣旨・目的

子どもたち一人ひとりが、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実につけることを目的とする。

その目的を達成するため、子ども、家庭、学校、市町村教育委員会、大阪府教育委員会は、本テストを実施するとともに、テスト及びアンケートの結果や分析等から、以下の取組みの充実に努める。

## (1) 児童

自分の学びをふりかえり自らの強みや弱みなどを知って新たな目標をたて、強みをのばすことや課題を克服すること等に取り組む。

## (2) 家庭

子どもの伸びや課題を知り、子どもを誉め、励ます等によって、子どもを支援する。

## (3) 学校

- ① 教員が、子ども一人ひとりの学びに対する思いや強み弱みを知り、一人ひとりの実態に合わせた指導を行う。
- ② 教員が、授業等の指導改善を図る。
- ③ 教員が、学習の基盤となる集団づくり等の取組みを充実させる。
- ④ 学校全体として、教員一人ひとりの指導の充実を図るための校内研修等の工夫を図る。

## (4) 市町村教育委員会

- ① 各学校の状況を把握し、提供された分析資料を参考に適切な指導・助言を行う。
- ② 市町村の状況に応じた教育の充実のため、施策を推進する。

## (5) 大阪府教育委員会

- ① 出題する問題、アンケート項目及びその解説を通じて、今求められる学力や、その指導のポイント等について具体的に示す。
- ② 各児童、各学校、各市町村教育委員会が、今後の取組みの参考となる分析資料をそれぞれ提供する。
- ③ 府全体の状況を把握し、課題に対応するための取組みを推進する。

## 2 テスト及びアンケートの内容等

## (1) 児童

## ① 対象

府内の市町村立小学校、義務教育学校前期課程、支援学校小学部及び府立支援学校小学部（学校）の第5学年、第6学年の全児童。

## ② 実施内容

ア 第5学年は、国語、算数、理科及び教科横断的な問題、第6学年は、教科横断的な問題とする。

- ・ 出題範囲は、「小学校学習指導要領（平成29年告示）」に示された内容で、各学年とも原則として前学年までの学習内容
- ・ 教科問題については、当該学年までに定着すべき学習内容で、基礎的な知識及び技能とともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力を問う問題等
- ・ 教科横断的な問題については、特定の教科の枠にとらわれず、複数の文書や資料から情報を読み取ったり、問いに対して判断の根拠や理由を明確にして自身の考えを表現したりする力を問う問題等
- ・ 出題形式は、選択式及び短答式に加え、記述式

#### イ 児童アンケート

児童自身の目標に向かって頑張る力、気持ちをコントロールする力、人と関わる力、次の学びや生活にいかす力等に関する内容や、学習状況、学級や授業等に関する意識等のアンケートを実施する。

### (2) 教員

#### ① 対象

府内の市町村立小学校、義務教育学校前期課程、支援学校小学部及び府立支援学校小学部（学校）の第5学年、第6学年の学級担任。

#### ② 実施内容

##### 教員アンケート

教員自身の授業や指導、学校や学級の様子や取組み等に関するアンケートを実施する。

### 3 テスト及びアンケートの実施日・場所・時間

#### (1) 実施日

令和3年5月27日（木）とする。

#### (2) 実施場所及び時間

① 実施場所は、各学校とする。

② テスト及び児童アンケートの時間は、以下のとおりとする。

ア 国語、算数、理科は、それぞれ20分とする。

イ 教科横断的な問題は、40分とする。

ウ 児童アンケートは20分程度とする。

③ 教員アンケートは、学校への配付から回収までの期間のうち任意の時間に実施する。

#### 4 テスト・アンケートの作成及び実施並びにその後の取組みの実施体制

- (1) テスト・アンケートの作成にあたっては、読解力や情報活用能力などの育成に関する有識者の代表、教育心理学・認知心理学などに関する有識者の代表、府内市町村教育委員会の代表及び大阪府教育庁の代表により構成された検討委員会により、本テストの方向性を決定する。
- (2) 検討委員会の方向性を受け、読解力や情報活用能力などの育成に関する有識者、教育心理学・認知心理学などに関する有識者、府内市町村教育委員会指導主事、大阪府教育センター指導主事及び大阪府教育庁指導主事により構成された、問題及びアンケート作成のワーキングチームにより、協議のうえテスト・アンケートを作成する。
- (3) 大阪府教育委員会は、テスト・アンケートの実施に関わり、問題冊子等の作成・配送・回収、結果の採点・集計・分析、教育委員会・学校への結果の提供作業等を行う。
- (4) 市町村教育委員会は、実施責任者及び担当者を指名するとともに、設置管理する学校からの相談に対応する等の実施体制を整備する。
- (5) 学校は、実施責任者及び担当者を指名するとともに、適切に実施する。
- (6) 結果の分析を受けて、大阪府教育委員会及び市町村教育委員会の代表者で、その後の必要な取組みを協議し、それぞれの立場から協力して取組みを進めていく。

※ なお、大阪府教育委員会はテスト・アンケートの作成にあたり、業務の一部を民間機関に委託する。

#### 5 テスト及びアンケート結果の取扱い

##### (1) 結果分析

###### ① テストの結果分析

- ア 国語、算数、理科、教科横断的な問題（以下、「各教科」という。）の状況（観点別正答率、通過率 等）
- イ 各教科の設問ごとの状況（正答率、解答類型別児童の割合、通過率 等）

###### ② アンケートの結果分析

- ア 児童アンケート及び教員アンケートの回答状況
- イ 児童アンケートの回答状況と各教科の結果等との相関関係の分析
- ウ 教員アンケートの回答状況と各教科の結果等との相関関係の分析
- エ 教員アンケートの回答状況と児童アンケートの回答状況との相関関係の分析

###### ③ その他、本テストの目的の達成に資する分析

なお、全国学力・学習状況調査結果を同様に分析した結果の提供も行う。

##### (2) 提供資料

###### ① 児童

自身の結果とともに、強みや弱み、今後のアドバイスを記載した個人票

## ② 学校

- ア 当該学校全体、学年ごと、学級ごとの状況を表すデータ
- イ 各児童の状況を表すデータ
- ウ 各児童に関する個人票データ
- エ その他、本テストの目的の達成に資する結果データ

## ③ 市町村教育委員会

- ア 学校に提供したデータ
- イ 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況を表すデータ
- ウ 当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況を表すデータ
- エ その他、本テストの目的の達成に資する結果データ

## (3) 教育委員会及び学校によるテスト及びアンケート結果の公表

テスト及びアンケート結果については、本テストの目的を達成するために、教育委員会や学校が、教育施策及び教育について、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことも重要であることを踏まえ、以下のとおりとする。

- ① 大阪府教育委員会は、大阪府全体の状況及び市町村の状況について公表する。
- ② 市町村教育委員会は、本テストの趣旨に基き、域内の状況にかかる結果や取組みの説明に努める。

また、自らが設置管理する学校の結果については、それぞれの判断において公表することは可能とする。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、本テストの趣旨・目的を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

- ③ 学校は、保護者等に自校の結果について、本テストの趣旨・目的を達成するために、公表することは可能とする。

## (4) テスト及びアンケート結果の取扱いに関する配慮事項

テスト及びアンケート結果については、本テストの趣旨・目的を達成するため、適切に取り扱うものとする。

テスト及びアンケート結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、児童等への影響を十分配慮し、各学校の教育活動に支障を及ぼすことのないようにすること。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続き等は以下のとおりとする。

- ① 公表にあたっては、本テストの趣旨・目的に基づき、教育上の効果や影響等を考慮した上で、適切な内容と方法で行うこと。
- ② テスト及びアンケート結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均点などの数値のみの公表は行わず、テスト及びアンケート結果の分析を踏まえた取組みや、本テストの趣旨・目的に基づいた今後の方策を示すこと。
- ③ 市町村教育委員会が個々の学校名を明らかにしたテスト及びアンケート結果について

公表を行う場合、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分協議すること。

なお、数値を一覧にした公表や数値により順位を付した公表などは行わないこと。

- ④ 大阪府教育委員会は、学校ごと（設置管理する小学校が1校しかない町村にあっては、町ごと又は村ごと）のテスト及びアンケート結果については、大阪府情報公開条例第8条第1項第4号の規定を根拠として、同条例における非公開情報として取り扱うこととする。なお、学校名を明らかにしない公開であっても同様とする。

また、市町村教育委員会は、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく規定を根拠とし、本実施要領の趣旨を十分踏まえ、適切に対応すること。

## 6 テスト及びアンケート結果の活用

テスト及びアンケートの結果から本テストの趣旨・目的に基づいた取組みを進めるにあたり、以下の取組みの推進に努めることとする。

- (1) 教員は、個人票等を活用し、児童一人ひとりが本テストの趣旨・目的に基づいた取組みを推進できるよう、児童、保護者等に説明し、その後の指導にいかすこと。
- (2) 学校は、教員の指導の充実を図るための校内研修等を開催するなど、本テストの趣旨・目的に基づいた取組みを進めるとともに、授業等の指導改善及び学習の基盤となる集団づくり等の取組みを進めること。
- (3) 市町村教育委員会は、教員研修や学力向上担当者会等を開催するなど、本テストの趣旨・目的に基づいた取組みを進めるとともに、教育施策および教育の改善を進めること。
- (4) 大阪府教育委員会は、本テストの解説資料や事後の指導のための資料を提示するなど、本テストの趣旨・目的に基づいた取組みの参考にできるものを具体的に示す等、学校、市町村教育委員会の支援策を進めること。

## 7 留意事項

- (1) テスト及びアンケートは、大阪府教育委員会が市町村教育委員会の協力を得て実施する。
- (2) 市町村教育委員会及び学校においては、テスト及びアンケートの実施に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
- (3) 市町村教育委員会及び学校においては、提供されたテスト及びアンケート結果等について、本実施要領に基づいて適切に活用するとともに、管理を徹底すること。
- (4) 個人情報の保護
  - ① 大阪府教育委員会及び大阪府教育委員会が委託した民間機関は、児童の個人名等を取得しない方法を用いること。
  - ② 市町村教育委員会及び学校は、実施に際して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関連法令又は地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うこと。

(5) テスト及びアンケート実施日程の変更等

やむを得ない事情により、決められた実施日にテスト及びアンケートの実施ができない場合は、市町村教育委員会及び学校の判断により、実施日以降に別途テスト及びアンケートを実施することができる。

(6) 教育課程上の位置付け

教育課程上の位置付けについては、市町村教育委員会及び学校の判断により、当該教科の授業時数の単位時間の一部として取り扱うことができる。また、アンケートについては、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことができる。しかし、教科横断的な問題については、その性格上特定の教科として教育課程上、位置づけることはできない。

(7) 障がいのある児童への配慮及び対応

障がいのある児童については、学校が、児童、保護者と協議のうえ、テスト及びアンケートの実施を柔軟に対応すること。なお、テスト及びアンケートの実施にあたっては、当該児童の個別の指導計画に基づき、教科・問題の選択、時間の延長、別室の設定などの配慮を行うこと。また、大阪府教育委員会は市町村教育委員会と協議して、当該児童の障がいの種類や程度に応じた問題用紙等の作成・配付に努める。

(8) 日本語指導が必要な児童への配慮及び対応

日本語指導が必要な児童については、学校が、児童、保護者と協議のうえ、テスト及びアンケートの実施を柔軟に対応すること。なお、テスト及びアンケートの実施にあたっては、当該児童の個別の指導計画に基づき、教科・問題の選択、時間の延長、別室の設定などの配慮を行うこと。また、大阪府教育委員会は市町村教育委員会と協議して、当該児童に応じた問題用紙等の作成・配付に努める。

(9) その他、支援が必要な児童への配慮

支援が必要な児童については、学校が、保護者と協議のうえ柔軟にテスト及びアンケートを実施すること。なお、テスト及びアンケートの実施にあたっては、当該児童の状況に応じて、教科・問題の選択、時間の延長、別室の設定などの配慮を行うこと。

(10) 実施マニュアルの作成・配付

具体的な実施方法等については、別途示す。

## 議案第22号

### 総合型放課後事業委託事業者選定審査会委員の委嘱について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第11号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和2年(2020年)9月25日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 渉

## 1. 委員の委嘱

委嘱理由 総合型放課後事業を実施するにあたり、選定審査会を置き、申請書類等に基づく調査・審議を実施し、運営事業者を選定するため。

委嘱委員 別紙のとおり

委嘱期間 令和2年（2020年）9月25日から  
令和4年（2022年）9月24日まで

## 委員名簿

### 総合型放課後事業委託事業者選定審査会

分野	所属	氏名
学識経験のある者	法律(弁護士)	本多 重夫
	会計(税理士)	大森 布実子
児童福祉に関する専門的知識を有する者	摂南大学 看護学部 名誉教授	後閑 容子
社会教育に関する専門的知識を有する者	大谷大学 教育学部 教授	富岡 量秀
市民団体又は関係団体を代表する者	枚二校区 コミュニティ協議会 会長	狩野 史男

※ 委員名は、選出区分ごとに記載。

## 議案第23号

### 総合型放課後事業委託事業者選定審査会への諮問について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第15号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和2年(2020年)9月25日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 渉

#### 1. 内容

次ページのとおり

教 学 子 第 号  
令和 2 年 9 月 25 日

総合型放課後事業委託事業者選定審査会 会長

枚方市教育委員会

## 諮 問 書(案)

総合型放課後事業委託契約予定事業者の選定にあたり、枚方市附属機関条例(平成 24 年枚方市条例第 35 号)により諮問いたします。

## 記

1. 総合型放課後事業における委託契約予定事業者の選定について

## 議案第24号

### 枚方市教育委員会教育機関事務分掌規則の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第12号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和2年(2020年)9月25日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 渉

#### 1. 内容

次ページのとおり

枚方市教育委員会規則第 号

枚方市教育委員会教育機関事務分掌規則の一部を改正する規則

枚方市教育委員会教育機関事務分掌規則（平成10年枚方市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「図書館」を「中央図書館」に改める。

第7条中第8号を削り、第7号を第12号とし、第1号から第6号までを5号ずつ繰り下げ、同条に次の5号を加える。

- (1) 教育と文化の発展に係る図書館事業に実施に関する事。
- (2) 読書案内及びレファレンスに関する事。
- (3) 図書館資料の選択、貸出し、受入れ、整理、修理、保存及び除籍に関する事。
- (4) 図書館資料の寄贈に関する事。
- (5) 自動車文庫の運営に関する事。

第7条に次の1号を加える。

- (13) 車両の維持管理に関する事。

第8条を削る。

第9条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同条を第8条とする。

第10条を第9条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新（改正後）	旧（現行）
<p>（補助職制）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、必要があるときは、<u>中央図書館</u>に主幹、副主幹、係長及び主任を置くことがある。</p> <p>（中央図書館の事務分掌）</p> <p>第7条 中央図書館の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 教育と文化の発展に係る図書館事業に実施に関すること。</u></p> <p><u>(2) 読書案内及びレファレンスに関すること。</u></p> <p><u>(3) 図書館資料の選択、貸出し、受入れ、整理、修理、保存及び除籍に関すること。</u></p> <p><u>(4) 図書館資料の寄贈に関すること。</u></p> <p><u>(5) 自動車文庫の運営に関すること。</u></p> <p><u>(6)~(12) [略]</u></p> <p><u>(13) 車両の維持管理に関すること。</u></p>	<p>（補助職制）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、必要があるときは、<u>図書館</u>に主幹、副主幹、係長及び主任を置くことがある。</p> <p>（中央図書館の事務分掌）</p> <p>第7条 中央図書館の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p><u>(1)~(7) [略]</u></p> <p><u>(8) 自動車文庫の運営に関すること。</u></p> <p>（図書館共通の事務分掌）</p> <p>第8条 <u>図書館が共通して分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 教育と文化の発展に係る図書館事業の実施に関すること。</u></p> <p><u>(2) 読書案内及びレファレンスに関すること。</u></p> <p><u>(3) 図書館資料の選択、貸出し、受入れ、整理、修理、保存及び除籍に関すること。</u></p>

新（改正後）	旧（現行）
<p style="text-align: center;">（教育文化センターの事務分掌）</p> <p><u>第8条</u> 教育文化センターの分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3)～(6) [略]</p> <p style="text-align: center;">（共通事務）</p> <p><u>第9条</u> [略]</p>	<p style="text-align: center;">（教育文化センターの事務分掌）</p> <p>(4) <u>図書館資料の寄贈に関すること。</u></p> <p>(5) <u>車両の維持管理に関すること。</u></p> <p style="text-align: center;">（教育文化センターの事務分掌）</p> <p><u>第9条</u> 教育文化センターの分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>施設及び附属設備の使用許可に関すること。</u></p> <p>(4)～(7) [略]</p> <p style="text-align: center;">（共通事務）</p> <p><u>第10条</u> [略]</p>

## 議案第25号

### 枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程等の一部改正について

標題の件について、教育長に委任する事務等に関する規則（平成3年枚方市教育委員会規則第2号）第2条第1項第12号の規定により、次のとおり教育委員会の議決を求める。

令和2年(2020年)9月25日

枚方市教育委員会  
教育長 奈良 渉

#### 1. 内容

次ページのとおり

枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程及び枚方市教育委員会公印規程の一部を改正する規程

(枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程の一部改正)

第1条 枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程（昭和57年枚方市教育委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

第8条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 香里ヶ丘図書館の多目的室及び附属設備の目的外使用許可に関すること。

第9条第7号中「使用許可」を「目的外使用許可」に改める。

第11条の見出し中「図書館長等」を「中央図書館統括課長代理」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条第1項とする。

第14条に後段として次のように加える。

この場合において、代決者が複数あるときは、あらかじめ上司が指定する者が代決することができる。

第14条の表図書館長（中央図書館長を除く。）の項を削り、同表備考を削る。

別表中「図書館長（中央図書館長を除く。）」を削る。

(枚方市教育委員会公印規程の一部改正)

第2条 枚方市教育委員会公印規程（平成2年枚方市教育委員会規程第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1の17の項を次のように改める。

17	枚方市立中央図書館長印	てん書	21ミリメートル平方	つげ	図書館運営用	中央図書館副館長
----	-------------	-----	------------	----	--------	----------

別表第2第17号を次のように改める。

(17) 枚方市立中央図書館長印

枚方市立 中央図書 館長印
---------------------

#### 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行前に第1条の規定による改正前の枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為は、同条の規定による改正後の枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程に基づき行われた代決、決定関与、合議その他の行為とみなす。

新（改正後）	旧（現行）
<p>[枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程関係]</p> <p>（中央図書館副館長の専決事項）</p> <p>第8条 中央図書館副館長が専決する事項は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 香里ヶ丘図書館の多目的室及び附属設備の目的外使用許可に関すること。</u></p> <p><u>(5) [略]</u></p> <p>（教育文化センター長の専決事項）</p> <p>第9条 教育文化センター館長が専決する事項は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 教育文化センターの施設及び附属設備の<u>目的外使用許可</u>に関すること。</p> <p>(8)・(9) [略]</p> <p>（中央図書館統括課長代理の専決事項）</p> <p><u>第11条 削除</u></p>	<p>[枚方市教育委員会教育機関事務決裁規程関係]</p> <p>（中央図書館副館長の専決事項）</p> <p>第8条 中央図書館副館長が専決する事項は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) [略]</u></p> <p>（教育文化センター長の専決事項）</p> <p>第9条 教育文化センター館長が専決する事項は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 教育文化センターの施設及び附属設備の<u>使用許可</u>に関すること。</p> <p>(8)・(9) [略]</p> <p>（図書館長等の専決事項）</p> <p><u>第11条 図書館長（中央図書館長を除く。）が共通に専決する事項は、おおむね次のとおりとすること。</u></p> <p><u>(1) 図書館の管理運営に関すること。</u></p> <p><u>(2) 館外貸出票の交付に関すること。</u></p>

新（改正後）	旧（現行）																												
<p>中央図書館統括課長代理が専決する事項は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(代決)</p> <p>第14条 次の表の左欄に掲げる者が決裁し、又は専決する事項について同欄に掲げる者が不在のときは、それぞれ同表の右欄に定める者が同欄に掲げる順序により、その事項を代決することができる。<u>この場合において、代決者が複数あるときは、あらかじめ上司が指定する者が代決することができる。</u></p>	<p>(3) <u>行事、催物その他これらに類するもの（軽易なものに限る。）の開催に関すること。</u></p> <p>(4) <u>集会室の使用に関すること。</u></p> <p>(5) <u>自動車の使用及び管理に関すること。</u></p> <p>(6) <u>別表図書館長の欄に掲げる事項に関すること。</u></p> <p>2 中央図書館統括課長代理が専決する事項は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(代決)</p> <p>第14条 次の表の左欄に掲げる者が決裁し、又は専決する事項について同欄に掲げる者が不在のときは、それぞれ同表の右欄に定める者が同欄に掲げる順序により、その事項を代決することができる。</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="163 1007 521 1054">決裁・専決者</th> <th data-bbox="521 1007 1093 1054">代決者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="163 1054 521 1102">教育長</td> <td data-bbox="521 1054 1093 1102">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 1102 521 1150"></td> <td data-bbox="521 1102 1093 1150"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="163 1150 1093 1198">////////////////////////////////////</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="163 1198 1093 1246">////////////////////////////////////</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 1246 521 1294">中央図書館統括課長代理</td> <td data-bbox="521 1246 1093 1294">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 1294 521 1342">削除</td> <td data-bbox="521 1294 1093 1342">削除</td> </tr> </tbody> </table>	決裁・専決者	代決者	教育長	[略]			////////////////////////////////////		////////////////////////////////////		中央図書館統括課長代理	[略]	削除	削除	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1133 1007 1491 1054">決裁・専決者</th> <th data-bbox="1491 1007 2063 1054">代決者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1133 1054 1491 1102">教育長</td> <td data-bbox="1491 1054 2063 1102">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 1102 1491 1150"></td> <td data-bbox="1491 1102 2063 1150"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1133 1150 2063 1198">////////////////////////////////////</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1133 1198 2063 1246">////////////////////////////////////</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 1246 1491 1294">中央図書館統括課長代理</td> <td data-bbox="1491 1246 2063 1294">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 1294 1491 1342">図書館長（中央図書館長を除く。）</td> <td data-bbox="1491 1294 2063 1342">係長（担当する事務に限る。）</td> </tr> </tbody> </table>	決裁・専決者	代決者	教育長	[略]			////////////////////////////////////		////////////////////////////////////		中央図書館統括課長代理	[略]	図書館長（中央図書館長を除く。）	係長（担当する事務に限る。）
決裁・専決者	代決者																												
教育長	[略]																												
////////////////////////////////////																													
////////////////////////////////////																													
中央図書館統括課長代理	[略]																												
削除	削除																												
決裁・専決者	代決者																												
教育長	[略]																												
////////////////////////////////////																													
////////////////////////////////////																													
中央図書館統括課長代理	[略]																												
図書館長（中央図書館長を除く。）	係長（担当する事務に限る。）																												
備考 削除	備考																												

新（改正後）				旧（現行）							
				<p>1 代決者が複数あるときは、あらかじめ上司が指定する者が代決することができる。</p> <p>2 中央図書館副館長及び中央図書館統括課長代理が共に不在のときは、その専決事項に係る事務を主管する図書館長（中央図書館長を除く。）がその事項を代決することができる。</p>							
別表（第3条—第11条関係）				別表（第3条—第11条関係）							
決裁・専決権者 決裁・専決事項	教育長			中央図書館副館長	共同調理場長（第一学校給食共同調理場長及びさだ西学校給食共同調理場長に限る。） 中央図書館統括課長代理	決裁・専決権者 決裁・専決事項	教育長			中央図書館副館長	共同調理場長（第一学校給食共同調理場長及びさだ西学校給食共同調理場長に限る。） 中央図書館統括課長代理 図書館長（中央図書館長を除く。）
服務に係るもの	宿泊を要する出張及び近畿圏外の出張					服務に係るもの	宿泊を要する出張及び近畿圏外の出張				
	近畿圏内の出張で宿泊を要しないもの			中央図書館課長代理	[略]		近畿圏内の出張で宿泊を要しないもの			中央図書館課長代理 図書館長（中央図書館長を除く。）	[略]

新（改正後）						旧（現行）							
	時間外勤務、休日勤務、休暇、欠勤その他						時間外勤務、休日勤務、休暇、欠勤その他						
文書等に係るもの	照会・回答・通知・依頼・報告・届出				[略]		照会・回答・通知・依頼・報告・届出				[略]		
	進達・副申・申請	[略]					進達・副申・申請	[略]					
	通達	[略]					通達	[略]					
	公示・公示送達						公示・公示送達						
	閲覧・証明					[略]	閲覧・証明				[略]		
	備考	[略]					備考	[略]					
[枚方市教育委員会公印規程関係]						[枚方市教育委員会公印規程関係]							
別表第1（第3条、第6条関係）						別表第1（第3条、第6条関係）							
番号	名称	書体	寸法	印材	用途	公印管守者	番号	名称	書体	寸法	印材	用途	公印管守者
1 ～ 16	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	1 ～ 16	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
17	枚方市立中央図書館 長印	てん書	21ミリメートル 平方	つげ	図書館運営用	中央図書館 副館長	17	枚方市立〇〇図書館 長印	楷書 又は てん方	21ミリメートル 平方	つげ	図書館運営用	図書館長 (中央図書館に あ

新（改正後）							旧（現行）						
									書				っては、副 館長)
18	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	18	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
～							～						
20							20						
別表第2（第3条関係） (1)～(16) [略]  [略]							別表第2（第3条関係） (1)～(16) [略]  [略]						
<u>(17) 枚方市立中央図書館</u> 書館長印 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">             枚方市立              中央図書館              館長印           </div>							<u>(17) 枚方市立〇〇図書館</u> 書館長印 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">             枚方市立              〇〇図書館              館長印           </div>						
(18)～(20) [略]  [略]							(18)～(20) [略]  [略]						